

総務文教常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年12月14日(月)午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前島 広紀 君	副委員長	平原 志保 君
委員	新橋 実 君	委員	常盤 信一 君
委員	岡村 一二三 君	委員	池田 守 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

教育部長	越口 哲也 君	教育総務課長	木野田 隆 君
学校教育課長	室屋 正俊 君	保健体育課長	新鍋 一昭 君
生涯学習課長	津曲 正昭 君	国分図書館長	富永 克義 君
学校教育課長補佐	安藤 晋哉 君	保健体育課長補佐	落 盛久 君
生涯学習課長補佐	狩集 淳 君	教育政策G長	赤塚 孝平 君
指導事務G長	濱田 津世志 君	スポーツ振興G長	野辺 貞孝 君
生涯学習G長	吉留 道幸 君	学習情報G長	石神 修 君
図書館管理G長	烏丸 充弘 君	学校教育課指導主事	鬼塚 秀樹 君
学校教育課指導主事	益山 孝一 君	観光地づくりG長	竹下 淳一 君
総務部長	川村 直人 君	総務課長	満留 寛 君
税務課長	谷口 信一 君	収納課長	永重 博章 君
収納課長補佐	萩元 隆彦 君	市民運動推進室長	中馬 聡 君
市民税G長	中村 和仁 君	固定資産税G長	江口 元幸 君
収納第1G長	新門 勝利 君	収納第2G長	齊藤 学 君
市民税Gサブリーダー	岩元 勝幸 君	固定資産税サブリーダー	山元 幸治 君
企画部長	塩川 剛 君	溝辺総合支所長	川崎 秀一郎 君
共生協働推進課長	西 敬一朗 君	共生協働推進G長	宮田 久志 君
溝辺地域振興G長	長丸 広美 君	共生協働推進G主査	鏡園 千里 君
陳情者	竹 京子 君	陳情者	宮崎 喜保子 君
陳情者	大福 忍 君	陳情者	中洲 フミエ 君
家庭と青少年を守る県民の会事務局長	山口 徹志 君		

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第 95号 霧島市障害児就学指導委員会条例の一部改正について  
 議案第 98号 霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について  
 議案第 99号 指定管理者の指定について(霧島市国分府中地区共同利用施設)  
 議案第100号 指定管理者の指定について(霧島市国分木原地区集会所)  
 議案第101号 指定管理者の指定について(霧島市国分上之段地区集会所)

- 議案第102号 指定管理者の指定について（霧島市国分郡山地区集会所）
- 議案第103号 指定管理者の指定について（霧島市国分上小川地区集会所）
- 議案第104号 指定管理者の指定について（霧島市国分下井地区集会所）
- 議案第105号 指定管理者の指定について（霧島市国分平山地区集会所）
- 議案第106号 指定管理者の指定について（霧島市国分向花地区コミュニティセンター）
- 議案第107号 指定管理者の指定について（霧島市国分川内地区コミュニティセンター）
- 議案第108号 指定管理者の指定について（国分福島地区コミュニティ供用施設）
- 議案第109号 指定管理者の指定について（国分湊多目的集会施設）
- 議案第110号 指定管理者の指定について（国分上井多目的集会施設）
- 議案第111号 指定管理者の指定について（国分清水多目的集会施設）
- 議案第112号 指定管理者の指定について（国分川原多目的集会施設）
- 議案第113号 指定管理者の指定について（国分塚脇多目的集会施設）
- 議案第114号 指定管理者の指定について（霧島市国分ふれあいの郷）
- 議案第124号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺麓地区共同利用施設）
- 議案第131号 指定管理者の指定について（糸走地区共同利用施設）
- 議案第132号 指定管理者の指定について（霧島市隼人真孝西集会所）
- 議案第136号 指定管理者の指定について（霧島市国分児童体育館，霧島市国分キャンプ海水浴場，南公園，国分海浜公園，北公園，霧島市春山緑地公園）
- 陳情第 5号 霧島市立図書館の指定管理者制度導入に関する陳情書
- 陳情第 7号 青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（前島広紀君）

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。本日は、去る12月7日の本会議で当委員会に付託されました議案22件及び陳情2件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それではそのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 9時03分」

「再 開 午前 9時04分」

#### △ 陳情第5号 霧島市立図書館の指定管理者制度導入に関する陳情書

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから審査に入ります。まず、陳情第5号、霧島市立図書館の指定管理者制度導入に関する陳情書について審査いたします。本日は、陳情者であります竹京子様、宮崎喜保子様、大福忍様に御出席いただいております。陳情者の皆様に、議事の順序等について申し上げます。まず、陳情の内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと思っております。なお、御発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押していただきまして、起立して御発言をお願いいたします。また、陳情者は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承いただきます。それ

では説明を求めます。

○陳情者（竹 京子君）

この度は、陳情書を取り上げていただきありがとうございます。この前、議会も傍聴させていただいて、時期尚早ということだったので、ちょっと一安心したんですけど、なぜ陳情書を出すに至ったかという、陳情書にも書きましたが、議会だよりの2月号で「指定管理者の検討を図るべきではないか」というのが出ていて、それ以来検討されているのかどうかよく分からないで、ずっと議会だよりとか広報誌を見ていたんですけど、一切そういうのが載らなかったの、どうなっているのか分からないで、とにかくもし決まってしまうたら困るなど。どうしてかという、私を含めて本日出席しているほかの2名も、長く子供に本を届ける、本とか、昔話を語ったり、絵本を読んだりとかいう活動をしていまして、もし民間になってしまったら、子供に本がちゃんと届くだろうかという不安がありました。それと、もし民間の指定管理者で、民間になってしまった場合に、霧島市の文化を一企業で守って育てて、そういう伝統を受け継いでいくというか、そういうことができるのだろうかという、その2点がとても不安になりました。議員の知り合いが誰もおらず、どうしていいか分からなかったの、とにかく陳情という形で、何とか指定管理者を見直していただけないだろうかということで陳情書を出しました。それが経過というか、陳情書を出して、どうしたものかなと思って、議員と語ろかいにも参加して、またこの前の議会も傍聴させていただいて、時期尚早みたいな話でしたので、ちょっと一安心しました。今日、お配りした資料は、表紙を一番後ろに付けましたが、これは岩波書店の「世界」という12月号の雑誌というか、毎月出ている本なんですけど、この中でちょうど蔦屋の図書館のことと、指定管理者制度を図書館で取り入れたら、結局どうなるのかというのが詳しく出ていましたので、ぜひそれを皆さんに読んでいただきたくて、今日は資料として持ってまいりました。できれば、市長にも読んでいただきたいし、図書館長や教育長など皆さんにも読んでいただけたらなと思っています。1回指定管理者に出してしまうと、元に戻すときにも、予算の削減で取り入れるという話で取り組まれるというか、多分そういう話で図書館の指定管理者制度導入の話が出てきたんだと思うのですけれども、図書館は指定管理者はなじまないというのが資料に書いてあります。小さい字でいっぱい書いてありますので、読みにくいかもしれませんが、ぜひこれを読んで、ほかの施設と違って、図書館は本の1冊ごとが市民の税金で賄われていて、それが市民の財産なんです。そういうのを市民に問うこともなく決められてしまうというのも不安であり、説明に呼んでいただけたので、今日は参りました。よろしく願います。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これより、陳情者に対する質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

○委員（宮内 博君）

今回、図書館の指定管理について、これを何とか見直しをしてもらいたいという中身で、陳情をなさってらっしゃるんですが、先日行われた単人の、富隈地区の公民館での議員と語ろかいにおいでいただき、そのときに少しお話をお聞きを致しました。その後、いろいろと私なりに調べてみたんですけども、特にこの間、大きな話題になってきたのが、佐賀県武雄市の蔦屋の指定管理の問題であったのではないのかなと思うんですね。それで、週刊誌などでも報道されているということで、今日の資料として頂いているのもその一つかなと思います。例えば、資料の冒頭のところに書いてあるように、オープンしてすぐに購入をした約1万冊の本が中古本だったという、そういう問題点等が明らかになったり、あるいは全国では、既に民営化をしたんだけれども、島根県安来市とか、あるいは香川県の善光寺市とか、全国7館で民間委託から直営に戻したということも報告としてお聞きをしているんですけど、今、少しだけお話いただいたんですけど、実際に図書館を利用なさっていらして、この間のメディアの報道等を通じて、あるいは利用されていらっしゃる方たちの御意見を通じて、どんな御不安を持ってらっしゃるのかということについて、もう少しお話を頂

けませんでしょうか。

○陳情者（竹 京子君）

私は隼人の図書館をよく利用しているんですけども、隼人の図書館は図書館員の方たちが一生懸命されて、図書館員だけで月に3回、赤ちゃん子向け・子供向けというのでお話し会をしています。そして、私どもの「語りの会あもり」というグループですが、そこも毎月1回、昨日の第2日曜日でしたが、大きい子供向けの昔話を聞いてもらったりするお話し会をしております。隼人の図書館は割と一生懸命皆さんしてくださって、そんなに不満というのはありませんが、他の図書館が同じ税金を払っているのに、例えば牧園の図書室、あと横川とか蔵書も少ないですし、公民館の方が兼ねて図書室も見てらっしゃいます。だから、住民が等しくサービスが受けられていないなど。国分と隼人はいいのですが、そこら辺を除いたときに、申し訳ないなという気も致します。電算化もされていますから、すぐ借りる本なども、相互貸借は各館でできるのですが、ほかの地区の方には、そういう申し訳ないという気持ちもあります。国分の図書館は、余り利用しないものですから、分からないところがあります。聞くところによりますと、武雄市に視察に、皆さん議員の方も行かれて、何かすばらしい、こんな図書館も考えてはどうかという話が出たというのを伺いましたけれども、そもそもどうして市長がそういうことになったかという、やっぱりもっと図書館を市民が利用して、活発にいろんなことをされて、図書館側がいろんな発想で市民の利用を促すというか、そういうことがあれば、そもそもそういう話にはならなかったんじゃないかなという気がします。そういう話にならないためには、図書館がもっと利用しやすいように。図書館の仕事も大変だと思うんですが、専門職の方たちですから、私たちが知らないこともいっぱい御存じですから、そういうのをうまく活用して、図書館をもっと利用しやすいように。読書まつりだけではなくて、もっと赤ちゃんから年寄りまでたくさん来ていただけるようなプログラムを立てて、図書館がもっと賑わっていったら、そういう話にはならなかったんじゃないかなと思いますので、市内のほかの図書室の方たちともっと連携して、国分・隼人だけじゃなくで、そちらでも何か。予算の関係で手がそちらまでは回らないかもしれないんですけども、図書館・図書室を、横川なり溝辺なり、牧園とか福山とかの蔵書をもっと増やしてあげるとか、周りの方が来やすいように。移動図書館も走っていると思うんですけど、本に届く手立てをもっと考えてほしいなというところがあります。

○委員（宮内 博君）

本会議でもちょっとやり取りがあって、執行部としては指定管理者にはなじまないというようなことで、当分直営が望ましいという答弁をなさっているんですけども、実際に全国のアンケートをなども取っているようです。そういう答弁に至った背景を見てみるとですね。それで、その辺のことも御存じの上でなさっているというふうに理解してよろしいですか。

○陳情者（竹 京子君）

そういう全国でどうされているというのは、統計を取られているとか、詳しくは存じませんが、例えば鹿児島県内でも19市のうちの10市がそういう指定管理者制度だという話だったんですけども、指宿市のほうでは、出水市もそうだと思うんですけど、指宿市のほうでNPO法人で「そらまめの会」というグループが、指定管理者を受けてしているんですね。何か「一生懸命やっています」みたいな本も出して、それはやり始めた当初の熱気があって本になっているんですけども、今、1回目が終わって今5年目の2回目かをやっているんだと思うんですけども、皆さんNPO法人を立ち上げてされた方ですから、熱心は熱心らしいんです。でも、最近、指宿に住んでいる友達に、「図書館が指定管理者になってどうでしたか」というのを聞いてみました。そしたら、「熱心は熱心なんだけれども、選ぶ本がどうもね」とおっしゃいました。やはり、子供が成長するのは一時ですから、本当につまらない本というか、いい本を届けたいんですよ。それで、その本が子供を育てて行って、子供の心を成長させるわけですから、何でもじゃなくで、やっぱりできればいい本を届けたいと。育つ時間が短いんです。10歳くらいでほとんど成長してしまいますから、本当に10年間くらいですから、大事な時期に良書、いい本を届けたいです。何て言うんですか、食べ物で言えばお

やつみたいの本が多くて、本当に血となり骨となるような本が余り置いていないということを知りました。「指定管理者になって、民間でNPOで、熱心よ」と外からは見えるんだけど、熱心だからいいというわけでもないというのを感じました。だから、ほかの地域で一生懸命やって、住民も喜んで、指定管理者になってよかったというところもあるかとは思いますが、その中に入ってみたいと分からないということもあるんじゃないかなと感じました。私が知っているのはそれくらいで、よその県のことには知りません。

○委員（宮内 博君）

実は、市が出している情報があるんですよ。インターネットで検索をするとですね。それで、霧島市と同じような全国の83の類似自治体にアンケート調査を実施しているということなんです。そこで、「指定管理への制度導入について、やっていますか」という問いに対して、15.9%しかやってないと。84%が実施をしていないという回答なんです。それで、「今後、導入の予定があるか」ということに対して、65.1%が「ない」という回答をしているということです。そういうことから、先日の本会議での答弁にもなったのではないかなと思うんですけど、既に蔦屋という、佐賀県の実践例が報告をされていると。先ほど申し上げましたように、週刊誌等でもその問題点が明らかになりつつあると。私が調べていて、一番問題だというふうに思ったのは、武雄市で民営化されて、新しい本はどういうものを入れるかという、入れた本の問題点は先ほど申し上げましたが、廃棄した本にも、非常に大きな問題があったということで、8,760点の書籍が廃棄をされているんだけど、その中には公民館活動の一環として1948年から出版をして、佐賀県の戦後復興時の佐賀づくりをリードしてきた郷土資料の「みをつくし」という郷土史であるとか、あるいは「新郷土」という雑誌だとか、そういうのも廃棄されていたというようなことで、大変大きなこの問題だなというふうに思ったんです。やっぱり、図書館法の第2条の中に、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」という、図書館の本来の基本的なところでも問題があるのではないかなと感じたところです。せっかく、3人おいでになっていますので、今回この陳情書を出すに至って、そんなこともあるのかなというふうに思ったりはするんですが、お聞きしないと分かりませんので、ぜひお話をしたいことがあれば、この機会にお話を頂くと有り難いです。

○陳情者（宮崎喜保子君）

宮崎と申します。私は、図書館協議委員の一人です。先日、図書館協議委員でもこの問題が出て、協議されました。そのときの資料に、先ほどおっしゃったアンケートがたくさん付いておりました。同じような規模の都市で、指定管理者制度がどのようになっているのかというような、たくさんアンケートがあって、今日は持ってこなかったのですが、膨大な資料であったので。その中で感じたことは、例えばサービスがよくなったかどうかという問題があったんですけど、どこの市でも前と比べているわけですし、例えば開館時間が午前10時から午後5時までしかなかったという図書館が、指定管理者制度になったら午後9時までになり、とてもサービスがよくなりましたと。それから、お話し会がなかったところが、あるようになりましたと。コンサートができるようになりましたと。そういうサービスが向上したというふうなアンケートになっているんです。それは、確かに向上したのかもしれませんが、一方から見れば、今、国分も隼人も大変遅くまで開館をしてくださっていますし、ボックスとかで返すのも簡単に返せるようになっています。国分と隼人で見てみると、例えば私たちが隼人図書館に行って、「この本が欲しいんだけど」と言うと、「国分の書庫にあるから取っておきますね」と、すぐその場でお答えも頂けます。そういうふうにサービスは、私は余り不満とは思っておりません。それからコンサートとか、そういうものに関しても、私たちはそれがさほど必要かと、図書館がすべきかという思いを持っています。それで図書館に人が本当に集まるのかという、霧島市民の場合はですね。そういうことをやって、本当に人が集まるのかなと。これ以上増えるのかというふうな気もしていますし、そのアンケートが、今回の指定管理者制度にするかどうかというものに即したアンケートであるかという、ちょっと疑問だなという

ことも感じました。それで私は、そのアンケートは余り役に立たないなと思った次第なんです。それから、文部科学省のホームページに、指定管理者制度をどうするかという問題が、平成22年に研究と課題とか、そういうものが全部載っております。今日は、持ってくるのを忘れてましたが、その中で認識者の方々が調査をして、どういう基準でやったらいいとか、いろいろ書いてあるんですけど、結果もですね。その中でずっと見ていきますと、大事なことはやはり、私は協議委員会でも申しましたが、どういう図書館をつくりたいのかということが、きちりと成されているということが一番大事じゃないかなと思うんです。そうであれば、民間であろうが直営であろうが、はっきりとしたものがあれば足が向くこともたくさんありますし、例えば図書の専門の方はいらっしゃると思うんですけど、専門の中でも、私たちは今、子供の本のことをしてますけれども、例えば図書館員の中に子供の本をととてもよく知っている。それから、老人向けというか、高齢者の方に対する福祉の本をたくさん知っている、そういう図書館員の人たちがいて、その方たちがすぐ対応してくれるとか、そういう図書館もありますし、それはもちろん直営ですけども、そういう図書館をまず目指してみたらいいんじゃないかなというのが、その資料の中にも出てきました。公営の図書館でも、とても成功している例も、私はあると思うんですね。そういう公営の図書館の成功例を、まず見出して、そこから自分たちが何かできることがあるんじゃないかなというのを見つける姿勢というか、そういうものも大切なんじゃないかなと思ったので、「まず指定管理者制度をどうするか」ではないんじゃないかなというふうに、そのホームページを見て思いました。それからもう一つ、指定管理者制度が問題になった経緯が、蔦屋の場合とちょっと似ていたので、例えば市長が指示をして、見に行き、そしていろんな段階を経たと思うんですけども、そう形になったというのが似ていたので、最初に見たときに、「うちもちょっと似てるのかしら」というふうに、すごく不安に思いました。それで、ちょっとこれは何か私たちも、もっとよく知るべきだし、やってしまった後では、やはりもう後戻りができないというのがすごくあるので、その前によく考えて議論をしてやるべきではないというふうに、その資料から思いました。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（今吉歳晴君）

陳情事項の中で、1番目に「市立図書館の指定管理者制度の導入の見直しをしてください」とありますが、これは市としては導入を前提としたことにはなっていないわけですから、これは見直しに当たらないんじゃないかと思います。それから、2番目の「市立図書館の指定管理者制度の是非を市民に問うてください」は、執行部のほうから議会にもまだ指定管理者導入についての提案をされておられませんし、また議会内でもこのことについては議論していない状況であります。それから、先ほど宮内委員から紹介がありましたとおり、平成20年には教育委員会及び図書館協議会において検討を行った結果、「図書館は継続性や安定性が求められており、指定管理者制度の導入にはなじまない」という結論が出されております。それから、平成27年年2月に、図書館指定管理者制度の検討委員会を教育委員会の中に設置して、結論としては「当分の間、現状を維持し、直営での運営が望ましいと考えております」という結論を出されているわけですから、私はこの陳情の趣旨は、出された結論のこれで十分事足りるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○陳情者（竹 京子君）

先ほど宮崎さんもおっしゃいましたが、私たちは危惧したんですね。武雄市の場合ですけども、市長が議会の議決を経ないで直接、蔦屋に頼んで、それで議会は事後承諾だったということがあるものですから、もしそうなってしまっただけでは遅いですよね。だから、その前に指定管理者になって、それを覆すということができるとかという。でも、基本的には本当に指定管理者が蔦屋じゃなくても他のところが、民間が図書館を運営するのは本当になじまないと思います。市民の知らないところで、そういうのを、私の周りには誰も知りませんでした。私も議会だよりを疑問に思いながら、何も動きがない、どうなっているのかなと思いましたので、あるいはちょっと走ってし

まったのかもしれないのですけれども、もしそういうことになってしまっただけで、議会の事後承諾で先に決めてしまったりした場合に、どうなってしまうんだろうと。一市民として、そういうのは全然分かりませんので、不安に思っただけで、ちょっと走ったのかもしれないですけど。でも、図書館が大好きなものですから、本も大好きで、そういうことで図書館がうまく機能しなくなったらどうなるのだろうと、すごく不安があったんですね。だから、こういう見直しとか、そういうのはもうないということですけど、陳情書が出なければどうなっていたらいいかという不安もあります。平成20年に、図書館協議会でなじまないという1回結論が出たのに、またどうして出てきたんだろうと。だから、図書館としての魅力がもうちょっと足りないから、市長がそういう話になったのか、それともこの前の議員と語り合っていて、「武雄市に行ってごらんください。港区の図書館に行ってみてください。素晴らしいですよ」とおっしゃる議員もいらっしやいました。私は行ったことがないのですけれども、「世界」の記事を読みますと、武雄市の図書館に入ると、正面に蔦屋の書店があって、スターバックスがあって、壁面にパーッと本があるそうです。「入ってきたどの方もおっしゃる」と、この本にも書いてありますけど、そういう見た目で飛び付くというか、そういうのはとても危ないなと思いましたので、その前に一市民として何ができるかと思ったときに、私には陳情という方法しかありませんでした。ひょっとして、この分はもういいんじゃないかとおっしゃいますけれども、この陳情書が出ていなければどうなっていたらいいかと考えますと、やはり出してよかったのかなと。一市民として、図書館を大切に思っていますから、市民がもっと利用してくれる図書館になってほしい、子供たちや、お年寄りもよく新聞読みにいらっしやる方たちもいて、ゆっくりできる図書館だなと。国分の図書館もいっぱいいらっしやいますね、読みに来てらっしやる方が。だから、もっと他の地域でもそういう入りやすい図書館、もっと図書館はいろんなことができるんだよと。例えば、私はこの「世界」という雑誌は、新聞の見出しで知りました。それで、蔦屋図書館のことが出ていたので、「この本を読みたいんだけど、国分図書館・隼人図書館で取ってませんか」と言ったら、「取っていません」ということで、しょうがないと思ったら、『世界』という本は、図書館は取っていないけど、明屋書店に2冊置いてあるそうですと、図書館員が調べてくださいました。やはり、それがレファレンスというプロとしての仕事だと思うんです。そこまで調べてくださって、それで私はこの本を手にして読んだら、「ああ、これはどうしても」と思いましたので、皆さんにも資料をお配りして、ぜひ読んでいただきたいと思ったんです。そういうプロの図書館員を大事にしたいというか、損失ですよ。そういうそう図書館が、民間で例えばもう雇い止めになって、そういう人は要らないとかなると、市民にとっても損失だと思いますので、そういうプロの図書館員がいるところをもっと市民が利用できるように、図書館側も奮起してというか、そういう指定管理者制度の話にならないように、もっと図書館側に頑張ってもらいたいということも、陳情書には書いておりませんが、そういうのも思いました。だから、陳情書を出さなくてもよかったんじゃないかと言われるれば、私は出したから、こういう話になったんじゃないかなというふうに思います。

○委員（今吉歳晴君）

一時期新聞等で、武雄市の図書館の指定管理者導入で、すごくブームになって、霧島市議会でも研修に行ったり、それから市長も行ったり、これは全国的にいろいろと新聞報道等されたものだから、指定管理者はいい制度ではないかということで、先進地研修ということで行きました。ほかの自治体も視察をされています。ただ、最近の報道では、いろいろと問題も提起されて、見直しをするところも相当出てきていると思うところでもあります。また、当市の教育委員会の中でも、専門的な方々が協議されているわけですから、そういう面では、私は今しばらく、この教育委員会の出された結論を尊重していくべきではないかというふうに考えているところです。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 9時38分」

「再開 午前 9時41分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第5号に係る意見の聴取を行います。この陳情に関わる内容について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

陳情第5号、霧島市立図書館の指定管理者制度導入に関する陳情書に関しまして、御説明いたします。霧島市立図書館の指定管理者制度につきましては、過去に教育委員会及び図書館協議会において検討、協議を行い、平成20年に「図書館は継続性や安定性が求められており、指定管理者制度導入はなじまない」との方針が出され、現在に至っているところでございます。しかしながら、県下において導入実績のある市町もあることから、平成27年2月に「図書館指定管理者制度検討会」を教育委員会内に設置し、検討を行ってまいりました。当該検討会での協議などにおいては、本市が目指すべき人づくりの拠点としての図書館運営を指定管理者に委託して行うに当たっては、①図書館は蓄積した郷土資料を活用して郷土史編さんの一翼を担う機関であり、その専門性の確保・継続に不安が大きい、②社会的、歴史的資料として本市が所蔵するにふさわしい選書がなされるか、③図書館長の身分を指定管理者に置く場合には、市の主体的立場が失われる一方で、その身分を市に残す場合には二重の命令系統が生じ混乱が予測される、④県から派遣された専門職員がいるメディアセンターと一体的に整備されている強みを生かせない、⑤十分な運営がなされていない等の理由により、再び直営に戻されたところが見受けられたり、県内の市では50%程度の指定管理導入率であるのに対して、本市と人口規模等が同様の全国の類似団体では、その導入率が16%程度と、現時点では広く導入されているとはいえない、といった課題が挙げられました。また、霧島市立図書館協議会においても、検討会で挙げられた課題に加え、市民のニーズを大切に管理運営体制づくりに努める必要がある等の意見が出され、指定管理者制度導入は時期尚早だとの見解を頂きました。このようなことから判断して、指定管理者制度導入につきましては当分の間は現状を維持し、直営での運営が望ましいと考えております。検討結果の決定手順としましては、教育委員会内の「図書館指定管理者制度検討会」での検討を経て、外部の委員で構成される「霧島市立図書館協議会」の見解を頂きましたので、今月の「定例教育委員会」で最終の結論を得る予定と致しております。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（今吉歳晴君）

県内の19市のうち10市が指定管理者制度を導入されているわけですが、この指定管理者はどのような団体ですか。

○国分図書館長（富永克義君）

指定管理者の内訳を申し上げますと、10市のうち西之表市が直営に戻しておりますので9市、そのほかに1町が導入しまして10市町ということですが、NPO又は民間団体が5、民間業者が5という状況でございます。

○委員（今吉歳晴君）

導入された今の結果としては、どういう評価が導入した自治体でされているんでしょうか。

○国分図書館長（富永克義君）

アンケート結果で県内の状況を見ますと、導入された全ての自治体のほうで改善を評価しているということでございます。

○委員（今吉歳晴君）

10市のうち1市は元に戻したと。あと9市については、NPOとか民間団体等の指定管理者を導

入しているわけですよね。その全ての中で評価されているということですか。全然問題点はないんですか、現在も。

○国分図書館長（富永克義君）

問題点と致しましては、自治体との連携が取れないと、選書とか郷土資料といったものの収集に課題が出てくるというのが、アンケートの中で挙げられておりました。

○教育部長（越口哲也君）

指定管理をするに当たりまして、やはりコストの面とかが重視はされているようでございます。確かに、コスト面だけで見ていきますと、職員が運営するよりは安く済むということで、コスト的な面のプラスというのは、非常に評価されているようでございます。ただ実際に、やっていく中では、やはり直営にあるきめ細かな部分といたしますか、そういう部分で問題も出てきているようでございます。ただ、日数的なものでは、直営よりは開館日数が増えてよくなったとか、そういうメリットの分は強調されております。ただ、私も霧島市の図書館については、現状でも349日と、開館日数も非常に多い中で、これ以上はなかなか開館日数を増やすメリットというものも見出せない。そういうところもありまして、指定管理を新たに入れた自治体のメリットの部分というのは、うちでは享受できないのかなというところもありました。

○委員（宮内 博君）

今回、陳情を受けて、私もいろいろ調べてみたんですが、先ほど紹介がありました霧島市の図書館協議会等で、民営化について検討しているということの内容についても触れることができたのですが、同時に、図書館法の中で、明確に位置付けられている「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し」という点で、私は民営化という点では、非常に大きな不安があるんじゃないのかなということを感じたわけです。それは、佐賀県の武雄市の蔦屋による民営化というのが、全国的にも大きな話題にもなったところでもありますけれども、開館のときに、民営化にして引き継ぐときに、8,700種類の書籍が廃棄された。そしてその中には、1948年頃からずっと郷土資料として蓄積をされていた資料まで、その中にも含まれていたというようなのが、この後の検証の中で明らかになったわけです。どうしても利益優先では計れない物差しで、図書館というのは考える必要があるんじゃないのかな。そのように、こういうところを見て感じたんですけれども、検討委員会の中では、そのようなことについてはどんな議論がなされているんでしょうか。

○国分図書館長（富永克義君）

検討会の中でも、郷土資料の収集とかいった面については、大事だという視点が出されております。

○委員（宮内 博君）

例えば、霧島市内の図書館で行っている取組等で比較をして、現実にこのような問題が起きているというようなこと等があるわけですが、その辺のもう少し深い議論というのはなかったですかね。今の館長の話では、余り簡単すぎて、よく理解できないのですが。

○国分図書館長（富永克義君）

霧島市では郷土資料としまして、国分でたばこが名産でございますので、たばこに関する書籍とか、こちらのほうで言いますと国分・隼人の分で熊襲とか隼人に関する書籍とか、そういったものを中心に郷土資料を集めております。そういったものが継続して収集されるかどうか、そういったことも懸念材料として挙げられるということで、大切に守っていくべきものは、指定管理者制度を導入する上では検討していかなきゃいけないということが、検討会の中でも郷土資料については出されております。

○委員（宮内 博君）

それと、最初の部長の説明の中にもあったんですけれども、本市の特徴としてメディアセンターと一体になって図書館が設置をされているということが、ほかの図書館にない非常に特徴的な取組

なんだということで、検討委員会の中でも議論をされたとお聞きをしているんですけども、その辺の関係についてはどうなのでしょう。

○教育部長（越口哲也君）

メディアセンターについては、実は、検討委員会の中では直接の議論には上がりませんでした。これにつきましては、宮本議員のほうからも一般質問等もございまして、それを様々な方面から回答を作成する中でも、うちにはメディアセンターという他にはない施設があると。ただ、もう少しメディアセンターと連携していく必要があるんじゃないかという意見も出まして、そういう中からメディアセンターを今後、もう少し図書館との一体的な活用というのも大きな課題だということから、メディアセンターとの一体的な図書館との利用という方向を探っていこうというのはことになりまして、一つの理由としメディアセンターとの一体性を挙げさせていただいたところでございます。

○委員（宮内 博君）

分かりました。それと、全国の類似団体の中での、県外に83自治体に対してアンケート調査等も実施をしたというようなことで紹介をされているんですけども、その中で今後、指定管理者制度の導入の予定がないと答えたところが65.1%だったという報告などもあるんですけども、その辺のことはどんな議論をなさったのですか。

○国分図書館長（富永克義君）

導入率は、県内が50%でしたけれども、類似団体においては16%以下という回答を頂いた状況でございました。県内と比較しますと、県内の類似団体は鹿屋市だけということでございまして、財政規模のある程度整ったところについては、今から検討をして、導入の是非を探るとい形だと思いますし、先ほど出ましたように、導入しないという結論を得ているところについては、指定管理者の懸念材料というのか、懸念事項がまだ残されているという判断のようでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

○副委員長（平原志保君）

今回、指定管理者はいやだということで、こういうのが上がっているんですけど、逆に指定管理者をやってほしいという意見なども、市民の方から出るんですけども、それはサービスの良さへの期待感での指定管理者というところの意味が強いと思うんですね。それでちょっとお聴きたいんですけども、国分・隼人はそんなに問題はないと思うんですか、図書館ではなくて、ほかの図書室のところは、今、国分で使っているプラスチックの利用者カードは使えませんよね。また、予約に関しても、例えばインターネットで予約をすることができても、その本を各図書室で受け取ることはできませんよね。そういったことなど、挙げていけば切りがないんですが、もろもろあります。そういったのを今後、指定管理者とかを使わなくて自分でやっていく上で、改善というか、予定はどのようになっているのか教えていただきたいんですけども、どれくらいを目途にオンライン化をすとか、利用者カードを共通で使えるようにすとか、その辺りの予定ですね。そうしないと、例えば今、図書館の本が借りっぱなしになっていたときに、返してくださいというようなお知らせも来ないわけですよ。そうすると、いつまでたってもその本が紛失したままになっていたりとか、そういうこともありますし、その管理も一元化されていませんで、よろしく願いいたします。

○国分図書館長（富永克義君）

5図書室と結ぶネットワーク化についてでございますけれども、今のところネットワークを整備する経費面、それと本の配送の関係で前に進んでおりません。国分と隼人がネットワークを結んでおりますけれども、週に6回、6日ですね、本の配送を致しております。ネットワーク上で処理するだけではなくて、使っている本の配送も伴ってくるということで、今度は5図書室と結びますと、そのやり取りが出てくるということで、先へ進んでいない現状でございます。

○副委員長（平原志保君）

今、進んでないのは分かりましたが、する予定はあるんですか。

○国分図書館長（富永克義君）

今のところ、配送関係とネットワークの整備費の関係で、予定は持っておりません。

○委員（岡村一二三君）

指定管理者制度とは全く角度が違うのですが、図書館の協議会がありますよね。この協議会は、どんな内容を協議される会ですか。

○国分図書館長（富永克義君）

図書館の協議会のメンバーは10名で構成されておりまして、各地区からの推薦の委員のほか、小学校長など外部委員の10名で構成されておりまして、図書館の運営についていろいろ協議を頂いているということでございます。今回の指定管理者についても、検討委員会が出した意見を基に、図書館協議会で独自の視点で意見を、見解をまとめていただいております。

○委員（岡村一二三君）

先ほど、平原副委員長のほうからもお話が出ましたが、一つの例を申し上げますと、「横川の図書館に行っても、蔵書が少ない」と。それで、「栗野の図書館に行っていますよ、私たちは」ということなんですよ。そういった事例がたくさん出てくると、国分・隼人地域の方はそれなりに蔵書を確保できるでしょうけれども、周辺部のまちは蔵書が少なければ、どうしようもないわけです。その辺の手立てを、協議会等で議論していただきたいんですが。

○国分図書館長（富永克義君）

今、お伺いした意見については、今後、協議会のほうで議題として検討いただきたいと考えております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時02分」

「再 開 午前10時06分」

### △ 陳情第7号 青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第7号、青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書について、審査いたします。本日は、陳情者である中洲フミエ様及び家庭と青少年を守る県民の会事務局長の山口徹志様に御出席いただいております。陳情者に議事の順序等について申し上げます。まず、陳情の内容を簡潔に述べていただきまして、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、御発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して、起立して御発言くださいますようお願いいたします。また、陳情者は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは説明を求めます。

○陳情者（中洲フミエ君）

私は、高齢で説明できませんけれども、山口事務局長に代理で説明させます。

○家庭と青少年を守る県民の会事務局長（山口徹志君）

今日は、このような貴重な時間を、陳情の件に関しまして、時間を取っていただいたことを感謝

申し上げます。まず、各県に健全基本法の条例があるところもあります。しかし、その地域によりまして、その内容が様々に異なっておりまして、同一の本を、ある県では悪書であると。同一の本が、ほかの県では悪書ではないと。条例の内容が違っているため、抑止力としては実際には機能していないというのが実情です。今、鹿児島県でも至る所にありますコンビニエンスストアに、成人コーナーというのが設けてありまして、小さい子供でも手を伸ばして取って、見ることができると。そういうコーナーに、いくらでも悪書が置いてあるという状況で、条例がほとんど機能していないというのが実情になっております。次に、青少年に対して、みだらな性行為又はわいせつ行為をしてはならないということは、よく言われるんですが、ただ熊本におきましては2年以下の懲役又は100万円以下の罰金というものがあるんですけども、実際には非常に軽すぎて、お金を払えば済むという状況になっているために、これでは性犯罪が人格を殺している、そういう重大な問題であるにもかかわらず、これが野放しにされているという状況になっているのであります。3番目に、そういう本を見える所に陳列して置いてあるということは問題でありまして、そういうものが専門店の置いてある書店に行って購入して、初めて手に入るという状況にしなければ、この問題はなかなか解決されないということになっているかと思えます。次に、最近では高校生でもほとんど九十パーセントがスマホを携帯しているわけですが、その画面上に幾らでもわいせつな画像を入手して見ることができるという状況になっておりまして、これが大きな問題になっておりますので、これも規制する法律がどうしても必要であろうかと考えております。次に、外国では普通になっているんですが、Vチップというものがあまして、殺人の画面をパッと遮断されて、見えなくなるというものが外国では導入されているんですけども、日本ではもうそのまま画面が写し出されているという状況がありますので、ぜひ日本でもVチップの導入を検討していただきたいということもあります。それと、今まで申し上げましたのは、青少年を守るという立場から申し上げましたけれども、この青少年たちによる犯罪が、最近では非常に多くなっておりまして、いじめの問題であるとか、青少年が集団で浮浪者をリンチするということが発生しております。やはり、こういう問題は家庭からですね、家庭がしっかりしていかなければ、基本的な解決は難しいのではないかと考えておりまして、青少年が問題を起ささないという立場においても、全ての分野での環境づくりのために、この法律が必要であるということを考える次第です。以上説明を終わらせていただきます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これより陳情者に対する質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

○委員（宮内 博君）

今、御説明を頂きました。確かに、悪書というふうにおっしゃいましたけれども、そういうふうと言われる書籍が本屋に並んでいたりとか、あるいはそういうのを販売するところが、まち外れに設置をされていたりとか、そういう問題はあろうかと思えますが、最後のところで山口様のほうからお話がありました、青少年の犯罪が増えていることなどを大きな一つの現象として捉えて、それはやっぱり根本には家庭がしっかりしてないことに、大きな原因があるんだと、そういう結論ですよね、今おっしゃられたのは。そういうふう理解してよろしいのですか。

○家庭と青少年を守る県民の会事務局長（山口徹志君）

そのように理解していただいて結構だと思います。

○委員（宮内 博君）

今、青少年を取り巻く環境を憂いている方たちは、本当にたくさんいらっしゃると思います。私自信も、その点については同感なんですけれども、果たしてそれが家庭だけの問題なのかということについては、意見の異なる立場にあるというふうには言わざるを得ません。それは、やっぱり一つの現象として、そういう形で表れてはいるんですが、やっぱり今の社会環境ですね、そのものがそういうったゆがみをつくり出している大きな原因になっているんじゃないのかということを見るのが、私は大変大事ではないかと思うんです。例えば、今働いている人たちの3割以上が、働いて

いても豊かになれない。働く貧困層と言われる、年間収入200万円以下の非正規の状態で働かざるを得ないという状況があります。特に、若い世代の中には、半数以上がそういう非正規の労働者という実態が報告をされている状況にあるんですけれども、その辺のところをしっかりと改善していくということと結びついていかないと、家庭を基本にした環境をつくるということには、なかなか結び付かないのではないのかなと思うんですけれども、そのところが余り主張されてないような気がするんですけど、私の思い込みなんでしょうか。

○家庭と青少年を守る県民の会事務局長（山口徹志君）

そのとおりだと思うんです。しかし、このことに関してその範囲まで広げていきますと、扱う範囲が広くなりすぎるために、今は青少年健全育成基本法というものの内容に限定して、まず子供たちを守っていかなければならないということを中心に考えまして、このことをまず議会で議決していただきたいということを考える次第です。

○委員（宮内 博君）

ですから、申し上げたいのは、基本的なところがやっぱりあやふやにされてしまって、家庭に責任があるというふうになると、それは違うんじゃないでしょうかと、私は思うわけです。だから、相まってそういうことと合わせて、そのような取組をしていくということにつながっていかないと、利潤第一主義の今の社会というのは、特に極端になりつつあるんですけれども、その中で生じている歪みの一つだということにはならないんでしょうか。

○家庭と青少年を守る県民の会事務局長（山口徹志君）

家庭の問題まで至って審議をしないといけないのは事実だと思います。ただ、そこまでしますと、現在の状況を改善するのは非常に難しいというのがありますので、子供たちが置かれている環境を、まず一つはこの悪書、子供たちの手の届く範囲から除去してしまうという、まずやりやすいそこから始めていって、その次に家庭の問題というふうにしていかないと、家庭の問題を解決しなければいけないのは根本なんですけれども、そこまで始めると、なかなか事が先に進まないということがありますので、宮内委員のおっしゃるのはそうだと思うんですが、まずこの青少年健全育成基本法を先に優先してやっていただきたいと思う次第です。

○委員（常盤信一君）

出されています陳情書は、意見書の提出をお願いされているわけですが、義務教育の目標というのが三つありまして、一つは基礎学力を伸ばすということですが、二つ目には生活習慣などの在り方、三つ目には人間関係、社会人としての在り方を教えるというのが義務教育ですから、小・中学校で言われているわけですが、学校教育の在り方という点から今、この出されている健全育成基本法の早期制定というのは、どういうふうにお考えか、もしお考えがあればお聞かせください。

○家庭と青少年を守る県民の会事務局長（山口徹志君）

そこまで準備して考えておりませんでした。すみません。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○副委員長（平原志保君）

ちょっとお伺いしますが、山口様は事務局長ということですが、家庭と青少年を守る県民の会というのは、普段は具体的にはどのような活動をされていますか。あと、会員数はどれくらいいらっしゃいますか。

○家庭と青少年を守る県民の会事務局長（山口徹志君）

職業は皆さんまちまちで、奉仕作業をしている方がほとんどです。私も陳情者の中洲さんと知り合ったのは、奉仕作業をしている関係で、ボランティア活動で知り合いました。全部で150人くらいかと思います。ただ、私どもの団体の中に、鹿児島県全域に会員がいるというわけではありませんでしたので、いろんな団体の方に協力をお願いして、そしてその方々に陳情者になっていただいて、陳情書を出している次第です。

○副委員長（平原志保君）

陳情書を出す以前に、何かを活動されているわけではないんですか。青少年のためとか家庭のためとかに何か普段、奉仕作業というのは具体的にどのようなことをしている団体なのかのこののを教えていただければと思うんですけど。

○家庭と青少年を守る県民の会事務局長（山口徹志君）

通常は、今話題に出ました家庭の大事さ、重要さというものを訴えていることを活動にしています。ただ、それだけでは分かりにくいので、奉仕作業をしたり、例えば神社の清掃作業とか、環境の作業とか、主にそれが多様な気がします。それはいろんな職業を持っている人たちが参加しておりますので、そういった中で、家庭が大事だということを訴えて、この運動を進めている次第です。

○委員（池田 守君）

この意見書を出されるに至った経緯というのは、陳情書に書かれているわけですが、意見書（案）を見ますと、後半に「特に健全な青少年は」ということで、「家庭の価値を理念に」というのを訴えられているのですが、青少年健全育成基本法という法律を求められているからには、幾つか根幹があると思いますが、例えば具体的な事項は示していらっしやらないですか。

○家庭と青少年を守る県民の会事務局長（山口徹志君）

これに関しましては、国会でも審議はされているんですけども、この法案そのものは自民党が作成しております、それがなかなか出すに至らないという状況で、案は出来上がっております。

○委員（池田 守君）

その案を示していただければ、なお私たちも分かりやすいんですけども、それは今、お持ちではないですか。

○家庭と青少年を守る県民の会事務局長（山口徹志君）

すみません。今日は準備をしておりませんでした。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時25分」

「再開 午前10時34分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第7号に係る意見聴取を行います。本陳情に係る内容について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

陳情第7号、青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書について、御説明いたします。教育委員会におきましては、学校教育と社会教育が相互に連携・補完しながら、保護者を始めとする地域の方々の御協力の下、青少年の健全育成を推進してまいりました。生涯学習課におきましては、これまでも、子供たちの健全育成を図るために、「霧島チャレンジャー事業」や「いざ行け霧島探検隊事業」など、様々な青少年健全育成事業を展開してまいりました。また、地域における子供たちの育成、家庭における教育力の向上を図るために、子ども会活動や育成会活動、PTA活動や家庭教育学級等を通して、それぞれの団体とも連携を相互に図ってきたところで、さらに、霧島市青少年育成センターにおいては、定期的な補導活動を行うとともに、13名の市補導員の委嘱を始め、校外生活指導連絡協議会との連携を図ってまいりました。生涯学習課と中心として、教育委員会と致しましては、今後とも子供たちの健やかな成長のために、各種事業を充実させるとともに、青少年健全育成センターを中心に、それぞれの団体との連携を図りながら、青少

年の健全育成に努めてまいります。また、これまで、青少年の保護及び青少年教育の推進を図るために、鹿児島県青少年保護育成条例が果たしてきた意味は大きく、今回、陳情のあった国による基本法の制定が行われれば、さらに大きな効果が期待されると考えられます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

執行部の説明の最後のところで、「国における基本法の制定が行われ、大きな効果が期待される」と、そういうふうに述べていらっしゃるわけです。それで、お尋ねしたいのは、今回出されている陳情書でありますけれども、先ほどの陳情者への意見聴取の中で、自民党がこの法案の提出を準備しているんだというような説明があったんですが、一つ問題だと思うのは、今の青少年の犯罪であるとかいうようなこの問題の大きな根っこに家庭の問題があると、そういう捉え方ですよ。執行部の説明でも期待をするということではありますが、陳情書と同じような認識だということでは理解してよろしいわけですか。

○教育部長（越口哲也君）

教育委員会におきましても、やはり家庭の教育というのが一番大事でなかろうかと思っております。様々な取組の中で、やはり家庭の不安定な要素の中から、子供たちの非行でありますとか問題行動とかが起こっている部分が非常に今、多く見られます。ですので、やはり家庭教育をしっかりと支え、つくっていく、そういうことを主としてこの法整備がなされていけば、非常にいい方向に進んでいくのではなかろうかというふうに期待をしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

陳情書の中にも、この冒頭に書いてあるように、青少年における凶悪事件、青少年の荒廃、これは深刻な事態だということではあります。青少年犯罪に多くの国民の皆さんが心を痛めているというのは、それは事実だろうというふうに思いますね。それが、単に家庭の問題だけにとどまる話なんですかということをお尋ねしたいわけですが、陳情者のほうにもお尋ねをしたんですけれども、それ以外に多くのいろんな要因があるということで、一つは働く貧困層の拡大のお話、そして非正規労働者が非常に増えているというようなこと等が、本当に家庭崩壊をさせる大きな原因をつくり出しているのではないのでしょうかということをお尋ねをしたんですけれども、陳情者のほうも、それはそういうふうに思うということではありましたが、まずは家庭からということではありました。やっぱり、そこに何て言うんですかね、着地点を見出していくということになりますと、そこに行き着くまでの過程について、何がそういうふうにつくり出しているのかということが極めて曖昧になってくると。現象だけを捉えてしまうという問題点というのが、起こり得るのではないのかと懸念をするわけですよ、確かに、有害図書等が無人売場で設置をされていたりとか、あるいは書店の展示コーナーにあったりとかですね、スマホではそういうのがなかなか制限が掛けられないとかですね、そういう問題はあるかと思えます。陳情者のほうも、そういった問題が進んでいるんだということでお話がありましたけれども、やっぱり家庭の問題だけにそれが片付けられる、そういう問題ではないんじゃないのかなと思うんですけれども、どうなんでしょう。

○教育部長（越口哲也君）

確かに、議員のおっしゃる貧困が一つの引き金になっているというようなところも、十分理解はするところでございます。いろんなインターネット社会の普及によって、スマホ等もどんどん普及しております。そういう中で、例えばスマホの一定のルール化をすれば、そういう部分は、なかなか学校と一つの団体だけでそれを制御することはできません。その基本は、やっぱり家庭であり、家庭が一定のルールをつくって、そのルールの下で子供たちをしっかりと納得させながら、学校生活を送らせる、そういう意味での家庭の充実といいますか、そういうのは非常に重要じゃなかろうかと思っております。

○委員（今吉歳晴君）

陳情書の中で、陳情者は、家庭の問題だけではなくて、倫理道德教育を排し、人間形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の現場も指摘されています、というような陳情内容ではありますが、このことについては、どうお考えですか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

私どものほうでも、この陳情書を読ませていただきました。ただ、正直言いますと、ここの文章が何を指しているのか、陳情者から詳しくお聞きしないと、なかなか分からないところがあるかと思います。学校教育の中では、既に道德教育それから集団への適用ということでの特別活動も、年間を通して計画的に、各学校が学校教育活動の中に取り入れて実施をしておりますので、私どもが倫理や道德教育を排しているという考え方は持っていないところでございます。

○委員（今吉歳晴君）

学校の教育問題を全く否定するような、この陳情というのは、私はいかがなものかと思っております。例えば、市立国分中央高校があるわけですが、ここにおきましてもいろいろな取組をされた結果、いろいろな成果が非常に出ておられると思っております。やはり、こういうことを考える中では、学校がいろいろな取組をされている、このことを否定するような陳情内容ではどうかという考えが致しております。ただ、陳情にあったこの青少年健全育成基本法の制定がなされた場合は、非常に大きな成果が期待できると説明されておりますけれども、このことによって成果というのは、期待できるほどのものがあるのですか。現在におきましても、県におきましては青少年健全育成条例等で対処されているという説明もあったようですが、このことで十分な気は致しているんですが、いかがなんでしょうか。

○教育部長（越口哲也君）

今、委員の御指摘がありましたように、鹿児島県青少年保護育成条例、これによって青少年の育成、様々な部分が担われているわけですが、やはり国がもう少し大きな枠として法制化がなされる、いわゆる理念的な法律として制定されることによって、より包括的な見直しがなされていくのじゃなかろうかというところを期待しているところでございまして、私も法の1項ごとの詳細はちょっと心得ていないところでございますけれども、そういう理念的な部分が法として整備されることで、より動きやすくなると思いますか、全体がスムーズにいくんじゃないかなというような期待のところでのものがございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時47分」

「再開 午前10時49分」

### △ 議案第95号 霧島市障害児就学指導委員会条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第95号、霧島市障害児就学指導委員会条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

今定例会に提案いたしました、議案第95号、霧島市障害児就学指導委員会条例の一部改正につきまして御説明いたします。提案理由としましては、学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成25年9月1日施行）により、障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実を図るた

め、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、学校教育課長が御説明いたしますので、御審議方をよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（室屋正俊君）

議案第95号、霧島市障害児就学指導委員会条例の一部改正について、御説明いたします。国は、全ての子供が可能な限り同じ場で学ぶことを追求するとともに、多様なニーズに応じた連続性のある「学びの場」が必要であるという、いわゆる「インクルーシブ教育システム」の構築を目指し、「就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である」と提言しております。本市においても、市内全ての幼稚園・保育所・児童発達支援事業所等を対象とした「就学に向けた学習会」を開催して、早期からの就学指導の在り方の周知理解を図り、夏と秋に2回、計10日間にわたり、就学相談会を実施するなど、適切な就学指導と継続支援に努めております。また、霧島市教育支援委員会の委員には、教育関係者だけではなく、乳幼児健診等で出生からかわりのある保健機関や医療機関、幼稚園長、特別支援学校の専門職を委嘱するとともに、必要に応じて、関係機関等にオブザーバー参加を依頼し、多方面から、適切な教育支援の方策について審議します。教育委員会としましては、今後も、関係機関等と密に連携しながら、対象の幼児・児童・生徒ならびに保護者に寄り添った教育支援体制の構築に努めてまいります。そのようなことから、所要の改正を行おうとするものであります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、条例を一部改正しようということなんですけれど、条文を見てみますと、内容的に随分変わってくるのかなという感じを受けるんですけれども、特に第1条のところの適正な就学判別を図るところから、就学指導等継続支援を行うというふうになっているわけですね。それで、学校教育課長の説明のところ、どういうふうになるかということは説明をされているんですけれど、そのことによって当然組織の中も、そういうのにふさわしい委員ということで構築をしていく必要があるんじゃないのかなと、そんなふうに思うんですが、同じく委員の人数は15人ということにしているんですけれど、それらのことと関連をして、今回の改定に当たって、どういうことを重点的に行おうとしているのか、そして委員の変更についてもあり得るのかどうか、その内容等についてもちょっと御紹介いただけませんか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

従来の就学指導委員会と申しますのは、子供たちが小学校や中学校に入学をする節目の段階、あるいは新たに障害についてのいろいろな保護者との相談の上で、保護者も同意をされて、適切な教育を受けようという新規の場合に、就学指導委員会で検討いたしまして、普通学級における経過観察であるとか、特別支援学級での専門的な学習であるとか、あるいは特別支援学校への転学であるとか、そういうことが検討されていたところでございます。ただ、その判断をした後については、それぞれの教育機関において対応させていただいておりましたけれども、今回条例が改正されたところで、非常に大きな変更点としましては、年度ごとに子供さんたちの成長の過程をもう一回振り返りながら、今、子供達が与えられている、行政の側からすると、提供させていただいている教育環境が、子供さんの成長にとって適切なものであるかというのを検証しながら見届けをしていきたいと思います。それが一つ大きく変わったところでございます。この教育支援委員会の委員につきましては、先ほどお話をさせていただきましたけれども、一番私どもが考えておりますのは、子供達の今のあり様を様々な見地から検討していただけるように、医療あるいは保育士、それから現場の幼稚園長を始めとする教育関係者を委員としてお願いをして、机上の空論で子

供さんの進路を検討することがないように、より身近な形で検討するように考えているところがございます。

○委員（宮内 博君）

そういうことになりますと、従来の就学指導委員会のメンバーとは、今回新しく設ける新委員会は、随分異なってくるというようなことで理解していいんですか。以前の、といいますか、現在ある就学指導委員会はどういうものなのか。

○学校教育課長（室屋正俊君）

実は、霧島市ではここ二、三年前から、この問題については、どちらかと言えば前向きに取り組ませていただいております、一番大きな変更点は、幼稚園や保育園の園長さんたちからも、かなり課題として私どものほうにもお話があった、そういう未就学の子供さんからの就学指導というのを大きく取り上げてやってまいりました。そういう意味では、委員の願いをした方々も幼稚園、保育園の関係者、そして小学校、中学校の特別支援教育の専門家、そして医師、心理士など、今回条例で定められているような委員については、これまで私どものところでは願いをしていった経緯もでございます。そう意味では手前味噌でございますが、割と前向きに取り組ませていただいた一つでございます。それからもう一つは、どうしても教育関係者が、なかなかこの特別支援教育あるいは就学指導についての学習が進んでいないという状況がございましたので、私立も公立も含めて、幼稚園・保育園の担当者も、この就学指導委員会を進める前の6月、7月に集まっております、学習会なども市単独で開かせていただいております。そういう意味では、今回条例の改正でうたわれていることを、私どもはちょっとさせていただいているなどということもございました。

○委員（宮内 博君）

今のお話は、先取りでそういうことを実践してきたということですが、今回、条例の改正によって、委員の中に幼稚園長も含まれるというようなことになっているんですけども、それは既にそれも含めて先取りでこれまでにやってきましたよということで理解してよろしいですか。

○学校教育課指導主事（益山孝一君）

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの委員の中にも、公立幼稚園の園長先生が入っております。合わせまして、児童発達支援事業所、いわゆる療育と言われる関係機関の、未就学児に対応をいただいている、その管理者であったりとか、あと私立幼稚園の心理士の方もオブザーバー参加をいただいている現状でございます。

○委員（宮内 博君）

これまでも公立幼稚園の園長先生も入っているということですが、小学校長と兼任をしているという状況ですよね。まずそのところ確認をさせてもらって、今回この条例を作ることによって、私立の幼稚園ですね、そういうところからも委員をこの中に加えることができるような形になってくるといって理解してよろしいですか。

○学校教育課指導主事（益山孝一君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（新橋 実君）

この条例ができることによって、障がい児とか、そういった子供が、新たに普通の学校に入るようなことになると思うわけですが、そうなった場合に、例えばその施設の整備とか、そういったことの改善とか、そういったことも前もってできるようになるのか、見直しも夏と秋にされるわけですが、その度に改善していく、そのような状況になっていくのか、その辺はどうなんですかね。

○学校教育課長（室屋正俊君）

特別支援教育学級の施設でありますとか、そこで指導する担当の教員については、市の当局、あるいは県費負担教職員ですので、県の教育委員会との連携が必要になってまいります。このことについては、従来から学校から申請が上がってまいりまして、それを教育委員会としても精査をしな

がら、できるだけ早く教育委員会やそれから市の当局、県の教育委員会のほうに申請を上げるような形を取っているとでございます。手続そのものはこれまでと変わらないと考えておりますが、そこで子供さんたちが適切な教育を受けられるように、できるだけ漏れがないように、時期が外れないように、早め早めに手を打っていくことができるのではないかと考えておるところでございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします

「休 憩 午前 1 1 時 0 2 分」

「再 開 午前 1 1 時 0 4 分」

#### △ 議案第131号 指定管理者の指定について（糸走地区共同利用施設）

#### 議案第132号 指定管理者の指定について（霧島市隼人真孝西集会所）

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第131号及び議案第132号指定管理者の指定についての2件を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

今定例会に提案いたしました、議案第131号及び議案第132号、指定管理者の指定につきまして御説明いたします。提案理由としましては、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。議案第131号、糸走地区共同利用施設の指定管理者の指定及び議案第132号、霧島市隼人真孝西集会所の指定管理者の指定に当たっては、それぞれの地区自治会等により地域住民の文化、教養及び福祉の増進を目的とした適切な維持管理がなされているところであり、引き続き同自治会等を指定管理者に指定することにより、効果的かつ効率的な管理運営が期待できることから、指定管理の方法を直接指定とすることについて、審議を当委員会にお願いするものであります。詳細につきましては、生涯学習課長が説明しますので、御審議方をよろしく願いいたします。

○生涯学習課長（津曲正昭君）

議案第131号、指定管理者の指定について、御説明いたします。現在、糸走自治会を指定管理者としている糸走地区共同利用施設については、適切な維持管理をいただいているところですが、平成28年3月31日で指定期間が満了します。地域に密着した施設として、効率的、効果的な管理運営が期待できることから、引き続き平成28年度から5年間、同自治会を指定管理者に指定しようとするものでございます。次に、議案第132号、指定管理者の指定について、御説明いたします。現在、真孝西自治公民会を指定管理者としている霧島市隼人真孝西集会所については、適切な維持管理をいただいているところですが、平成28年3月31日で指定期間が満了します。この施設につきましても、地域に密着した施設として、効率的、効果的な管理運営が期待できることから、引き続き平成28年度から5年間、同自治公民会を指定管理者に指定しようとするものでございます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

この糸走地区共同利用施設は、昭和49年の建築年度でしたけれども、耐震診断・耐震工事のほう

は終わっているわけですね。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

糸走地区共同利用施設につきましては、平成24年度繰越で平成25年度に耐震診断を実施しております、特に問題はございませんでした。

○委員（新橋 実君）

問題がなかったという、耐震診断をして問題なく、耐震工事もしなかったということですか。

○生涯学習課主幹（石神 修君）

おっしゃるように、問題はなく、耐震工事も必要ないということでした。

○委員（宮内 博君）

個別の施設の問題に入る前に、基本的なことでちょっとお伺いしておきたいというふうに思うんですけども、後ほど指定管理の地区公民館については、共生協働推進課のほうでやっておりますので、議論がされるんですけども、特に今回、隼人地区の真孝西地区それから糸走地区という施設がありますが、市の公民館連絡協議会等の組織図を見ますと、これらの公民館についても、地区公民館と同じような位置付けで、ひとくくりにして捉えて、様々な事業がなされている部分というのがあるんですけども、公民館と地区公民館ですね、それは法律的にも様々な制約等があって違いがあるというふうに思うんですけども、生涯学習課のほうではそこら辺を、共生協働推進課との関係で、どんな調整を行っているのか、そのところを最初にお聴きしたいと思います。

○生涯学習課長（津曲正昭君）

生涯学習課で管理運営を致しております公民館、大きなくりの公民館ですけども、そこは生涯学習課としては条例に定めてある公民館として管理をさせていただきます。社会教育施設として規定がしてある条例でということでございますけれども、それ以外につきましては、共生協働推進課で行っているというような状況でございます。管理の方法は、それぞれ違うと思うんですけども、それなりに必要があれば話をしたりはしておりますけれども、全体的に、定期的にといいますか、共生協働推進課と一緒に何かをやっているという状況は、今のところございません。

○委員（宮内 博君）

私が聴きたいのは、いわゆる条例でくくられている公民館と自治公民館とは、もともと設置された目的が違いますよというところがありますよね。そのところを行政側として、しっかり位置付けをしているのかということをお聴いたわけですよ。なぜかという今、霧島市は、まちづくり計画というのを各自治公民館に作りなさいということで、これを積極的に進めていると。もう九十数パーセントのところをそれを作っているという報告もなされているんですが、いわゆる条例上で定めている公民館は、そういうことが一定の制限がされるというふうに私は理解をしているんですよね。そのところの境界もなしに、ひとくくりでやられているということについて問題はないんですかということをおっしゃっているわけですよ。その辺のところの確認作業とかがなされているんだろうかと。当然、すみ分けが違いますので、生涯学習課がこういうふうに来て、説明をしなきゃいけない。そして、後から説明を受けるのはその共生協働推進課のほうですと、こういうことになってるわけですね。そのところをお聴いているんです。

○教育部長（越口哲也君）

そもそもこの両自治会の館を建設するに当たりましては、糸走のほうは昭和49年に教育施設等騒音防止対策事業という国の補助金を入れて、建設を致しております。そして、真孝西の集会所につきましては、昭和60年に公立社会教育施設整備事業という、これも国の補助金を入れての建設でございますので、そもそもそういう形で教育施設として国庫補助が入って建設されていることから、教育施設という位置付けをそのまま継続して現在に至っているというような状況でございますので、先ほど生涯学習課長も申し上げましたように、またその辺を含めた検討につきましては、今後進めてみたいというふうに思います。

○委員（宮内 博君）

補助金を教育関係のそういうものから頂いて整備をしているという背景もあろうかと思うんですけども、根本的に違うのは、社会教育法第20条によって、社会教育施設として位置付けをされている施設だということじゃないかというふうに思うんですが、それは違うんですか。

○生涯学習課長（津曲正昭君）

今おっしゃったとおり、公民館という項が社会教育法の中にありまして、公民館はこれこれこういうことをやるんですよという規定もされておりますので、先ほど言われました共生協働推進課が担っている公民館とは若干、意味合いが違う部分がございます。

○委員（宮内 博君）

議案の説明のときには、こういうふうに分けておいでになるんですけども、実際に公民館活動として様々な事業に取り組んだりするときに、一緒くたになってされている部分というのがあるというのを、私は危惧をしている一人です。それで、そのことについては、昨年12月議会で問題提起をした背景があるんですけど、いわゆる社会教育施設というのはあくまでも教育施設なわけですよ。ですから、生涯学習課が担当するというようになっておりまして、地区自治公民館とは分けて考える必要が当然、法律的にはこれはあるということですよ。ですから、いわゆる地区公民館というのは、生涯学習のそういう施設ですから、当然政治的な中立性とか、そういうのも社会教育法の中にきちんと書かれていると。だから、その辺のところには当然法的な制限を受けているので、すみ分けてやらなきゃいけないということになっているんですけども、どうもそのところが一緒くたになっているんじゃないのかなというのを感じるものですから、どんな議論を庁内でやっているのかなということをお聴きしたわけですけど、今の答弁をお聞きして、そのところの詰めがまだ十分ではないような気もするわけです。今後、そのことについては議論をしていきたいということですが、そういうことも含めて、先ほど部長がおっしゃったのは理解してよろしいですかね。

○教育部長（越口哲也君）

委員のおっしゃるのは、この糸走と真孝西にこだわることなく、条例公民館の在り方とか、そういうのを含めてということになるわけかなというふうに思うわけなんですけども、隼人地区は八つの公民館が条例公民館として設定をされております。当初は、自治公民館長が館長という形で、どうもやっぱり自治公民館というものと、条例公民館が一緒になったような、そういう意味合いも強く感じられたところから、条例公民館の館長については生涯学習課長が館長となって、一つの条例公民館としての館の部分と、ある意味自治公民館がそこを利用して活動されるという意味で、いろいろそういうすみ分けを今、進めているところです。特に、条例公民館につきましては、引き続き条例公民館として市が管理する部分と、地域のコミュニティとして地域に下して、地域のほうで管理をしてもらう部分と、そういう形で分けられる部分は分けていこうじゃないかということで今、検討を進めておりますので、その辺が固まってくると、議員がおっしゃるような形で分けたいと思いますか、振り分けが進められていくのではないのかなと思っています。

○委員（宮内 博君）

ここに「自治公民館と何だろう」という、鳥取県の倉吉市が発行してるチラシがあるんですよ。後ほど差し上げますけれど、明確に違いがこの中に書かれているんですよ。それで、禁止事項についてもちゃんと書かれております。そういったものがないと、一緒くたにしてしまうということで、他のところと同じような形で、例えば具体的に申し上げましたらまちづくり計画等についても、条例公民館等でそういう作業ができるのかというようなことなども出てくるというふうに思いますので、ぜひそのところは議論を深めていただきたいということを要請しておきたいと思います。それと、糸走の公民館でありますけれども、今回議案として提案をされている公民館の中で、最も古い施設の一つということになっているわけですが、非常に頑丈な造りの公民館ですので、公民館長さんたちにお話を聞きますと、何か事があったときに、最も安心できる施設の一つだということをおっしゃっていました。それで、そういう面では耐震性も問題がないということだろうという

ふうと思うんですが、何せ今のこの事情に合わないものも出てきていると。特に問題点として、改善の聲が上がっているのは、糸走の公民館ですけれども、トイレが全部和式なんですよね。それで、今はほとんど家庭では洋式のトイレが普及をしている。特に利用している人たちは、高齢者が多くなっているというようなことなどもあって、そういう声が出されているんですが、これらの施設整備については、担当課ではどんな議論をなさって、計画を持っているんでしょうか。

○生涯学習課長（津曲正昭君）

今、トイレのお尋ねがございましたけれども、一般質問の中でもそのようなお尋ねがございました。生涯学習課としましては年次的にトイレを、全て一気ににはできないんですけども、少しずつ洋式に替えていこうというような計画は立てております。ただ、一般質問の中でも申し上げましたが、他の修繕等の兼ね合いもございまして、なかなか進まないところもございまして、できるだけ可能なものは早くしたいというようなことで、計画を立てているところでございます。

○委員（宮内 博君）

あと、こういう条例公民館には農産加工施設ですね、そういった施設を併設しているところがあるんですけども、この二つの施設にはそれはなかったのかなというふうに思いますが、かなりそこも老朽化が進んでいるというようなことで、利用の制限がされたりということで、味噌づくりの施設なんかになると、行列ができるというような状況になっているということで、その原因の一つに製造できるものが非常に限られてきていて、利用制限をしているということも聞いているんですが、そういう面についてはどんな改善策を持っていらっしゃるんですか。

○生涯学習課長（津曲正昭君）

今言われたような味噌を作ったりとか、そういう施設がある公民館もございますけれども、先ほどからありますように、施設が老朽化していて、修繕が必要であったりとか、やっている途中ではないですけども、壊れてしまってスムーズにいかなくなったりとか、そういうのがあって、私たちも可能な限り対処を致して修繕でやっているんですが、大きなものになりますと金額が相当張りますので、簡単にパッと替えられないという実情もございまして。これは予算が伴う話ですので、私たちの計画というか、思っていることができれば、大きな施設を新たに造って、集中的にできるようなものができればいいなという気持ちはございますけれども、なかなかそこまで急にはいかないのかなというような感じでは思っております。

○委員（宮内 博君）

そういうふうで大分年数がたってくると、配置されている器具でありますとか、あるいはトイレでありますとか、そういうものの年次的な改修と、更新というのが必要になってくると思うんですけども、部長としてはその辺について、当然予算が伴う話でありますけれども、どのような対応をしていこうとお考えでしょうか。

○教育部長（越口哲也君）

いろんな施設、老朽化が非常に進んでおまして、先ほど申し上げましたボイラー施設が故障したために、うまく味噌作りができないとか、そういうのも私も存じ上げております。ただ、全ての施設をどんどん機器等を入れ替えていくのも、なかなか予算的なものとかですね、今後の公共施設の管理計画等も踏まえて見ていかないといけないということで、先ほどのボイラーが故障したところについては、比較的に近いところの同じような施設を利用していただけないかということでお願いをしたりしております。そういうことで、やはり全体的な施設の状況等を踏まえて、今後改修していく部分、ある意味では統合とかも含めた施設の在り方の見直し、そういうところも含めた全体的な計画を今後立てて、進めていきたいというふうに思います。

○委員（新橋 実君）

関連ですけども、施設の改修については、全てこれは生涯学習課の関連の施設については、市のほうで全て対応するということですね、100%出してやるということですか、これ確認です。

○教育部長（越口哲也君）

社会教育施設として位置付けられている部分につきましては、市のほうで改修をしていく、そういう状況でございます。

○委員（新橋 実君）

普通の公民館については、6割補助というのものもあるわけですが、先ほどちょっと話は出ましたけども、そういった方向へ今後、今のこういった施設を変えていくということは可能なんですか。今は条例公民館ということになってはいますが、将来的に一般の公民館施設に変えることはできるわけですか。

○生涯学習課長（津曲正昭君）

先ほども言いましたように、条例でこれこれの施設については社会教育施設ですよということ、縛りがかかっています。こちらだけの一方的な思いで、じゃあ条例を外して、普通の公民館にしますよということにはならないとは思いますが、これからの公共施設の在り方を考える中では、そういう方向にして、条例の中からこの公民館を外して、地域でお願いしたいというようなことも考えられるとは思いますが。

○委員（新橋 実君）

先ほど宮内委員が言いましたが、施設が老朽化して、地域でいろんな要望が上がっても、なかなか対応できないところが結構、施設改修についてもできないと思うわけです。予算が伴うわけですから。地域にそれを返していけば、多少は地域の負担も必要ですけども、やはりある程度早く直せるところは直せるわけですね。そういったところも早く考えていけば、私はいいと思います。これは要望です。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時27分」

「再開 午前11時29分」

#### △ 議案第136号 指定管理者の指定について（霧島市国分児童体育館，霧島市国分キャンプ海水浴場，南公園，国分海浜公園，北公園，霧島市春山緑地公園）

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第136号、指定管理者の指定について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（越口哲也君）

今定例会に提案いたしました、議案第136号、指定管理者の指定につきまして御説明いたします。提案理由としましては、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。指定管理者の選定に当たっては、本年7月1日から7月31日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった4団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その審査結果に関する市長への報告に基づき、一般財団法人霧島市施設管理公社に平成28年4月1日から平成33年3月31日まで5年間、管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、保健体育課長が説明しますので、御審議方をよろしくお願いいたします。

○保健体育課長（新鍋一昭君）

議案第136号、指定管理者の指定について、御説明いたします。現在、一般財団法人霧島市施設管

理公社を指定管理者としている霧島市国分児童体育館、霧島市国分キャンプ海水浴場、南公園、国分海浜公園、北公園、霧島市春山緑地公園施設が、平成28年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、淵脇建設株式会社、きりしまPPP株式会社、一般財団法人霧島市施設管理公社、NPO法人きりしま舞鶴スポーツクラブの計4団体から応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、一般財団法人霧島市施設管理公社が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、一般財団法人霧島市施設管理公社に平成28年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1の募集要項に沿って募集条件等を説明いたします。5ページの募集要項4を御覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)施設の利用料金の収受に関する業務、(2)施設の使用許可に関する業務、(3)施設の維持及び修繕等に関する業務、その他別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、同じページの募集要項6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第146号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に、6ページ募集要項8の参加資格について、「②平成27年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人その他の団体としているところです。次に、8ページ募集要項14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお、「審査基準と配点」については、同じく募集要項14の(2)を御覧ください。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成について御説明いたします。報告書75ページを御覧ください。こちらに委員会の構成をお示ししていますが、今回は委員会を3つの区分に分けています。当議案の施設は、委員会区分③で審査を行っており、その委員は、内部委員が平野副市長、川村総務部長、塩川企画部長、池田商工観光部長、越口教育部長、八幡観光課長、新鍋保健体育課長、外部委員が、毛利洋子、諏訪園厚子、本田寛子、山口智子の計11人となっています。次に76ページ目、「4 審議経過」について御説明いたします。今回の選定委員会は3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、施設の訪問を行った後、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を合計した最高得点者を確認し、さらにその最高得点者が指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、「審査方法」について御説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「審査基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行っております。次に、審査に当たっては、86ページの資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてAからFの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評

価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の市長報告書79ページを御覧ください。評点結果は、淵脇建設株式会社が876点、きりしまPPP株式会社が756点、一般財団法人霧島市施設管理公社が887点、NPO法人きりしま舞鶴スポーツクラブが627点で、一般財団法人霧島市施設管理公社の合計点が最も高い申請者として、指定管理者として適当か否かの協議を行い、同公社を指定管理候補者として選定しました。主な選定意見として、「平成8年から、同種の施設を安定的に管理している実績を評価した」「国分地区においては17か所の都市公園や国分営農研修センターの管理もしっかりしている。国分営農研修センターを視察した際に、衛生的に丁寧な仕事をされ、外壁も自主的に高圧洗浄機をかけるなど、丁寧な施設管理実績を評価した」「これまでも本施設の管理を行ってきており、中には国分キャンプ海水浴場もあるが、事故もなく安心安全な管理をされている」「苦情に対する対応も適切で、これまでの管理実績による安心感がある」「春山緑地公園については、オープン後の平成27年4月から良い状態で管理されている」。また、80ページ、その他の意見として、「これまで安定した管理はなされているが、『市民サービスの向上』という指定管理者制度を導入している意味を理解していただき、これまで以上に市民サービスの向上を図り、市民が利用しやすい施設運営をお願いしたい」「施設が広範囲に渡っており大変であるが、市民に親しみやすい施設となるような自主事業により利用者の掘り起しを行い、利用率向上を図るなど、他の申請者に負けないような管理を期待する」「利用者の利便性の向上のため、開館時間外の受付などは電話を転送し、いつでも受付できるような他申請者の提案もあり、そのような運営努力をしてほしい」という意見でした。以上で、霧島市国分児童体育館、霧島市国分キャンプ海水浴場、南公園、国分海浜公園、北公園、霧島市春山緑地公園施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、一括して指定管理を行うということですが、特に施設の建築年度が経過している、そういう施設についてどのような問題があるのか、それらについてどういう計画を持っているのかということでお尋ねしたいんですが、例えば児童体育館でありますけれども、昭和50年に建設をされている施設ですよ、老朽化も進んでいるというようなことはあるんですけれども、海浜公園も昭和57年から順次建設をされているという施設になっているわけですが、それぞれ現状と、そしてこれからの対応策といいますか、そういうことで議論をしていることがあれば、御紹介いただきたいと思います。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

まず児童体育館でございますが、数年前に南側のほう、少し雨漏りがしたということがございまして、これはすぐ予算を確保して修繕をした経緯がございまして、でも、時間的にやはり経過しているということで、横なぐりの雨、風の強いときの雨では、今も少しずつ雨漏りがあるという状況がございまして、これにつきましては、やはり雨漏りの状況を見ながら、逐次修繕、あるいは指定管理者ができるところは指定管理者がコーキングをしたり、あるいは市のほうで大きく予算を付けるときにはそれで対応したりということをして、利用が制限されないような対応を教育部として、しているところでございます。また、海浜公園につきましては、体育館の屋根が特殊な屋根でございまして、これはステンレス製の屋根でございまして、これは海が近いということもあったからだろうと思いますが、そのステンレスの雨漏りと、接合部分の雨漏りというのが数年前にございました。これにつきましては予算を確保して、雨漏りの補修をしたところ、今のところは完全に止まっているところでございます。前後しますが、児童体育館につきましては、少し床の劣化というのが否めないところではございます。都城でも大きな事故があったように、私どものほうもそういった剥離、

床の剥離とかですね、滑り込んだときに足に刺さるとか、そういうことがないように、これは日々指定管理者が点検をしながら対応しなければならないところは速やかに対応して、利用の制限はなしに運営ができていますところでございます。

○観光地づくりG長（竹下淳一君）

観光課としては、国分キャンプ海水浴場のほうを管理しておりますけれども、そちらは炊事棟とか、トイレ、シャワー、更衣室等、老朽化しておるところはあったわけですが、平成27年度におきまして、炊事棟の屋根の補修、それからバンガローのウッドデッキの補修、それからごみ焼却所があったんですけども、そちらのほうの撤去と、そういうことをやっております。今後も修繕等必要なところがあれば、28年度においても追加してやっていきたいというふうに思っております。

○委員（池田 守君）

今回、評点結果が非常に僅差だったということなんですけれども、主な選定意見としてここに列記してあるところを見ますと、これまで運営してきた事業者に対して非常に高い評価が得られた上での、そういった選定意見が出ておりますけれども、それが今回のその点数にも影響したというのは考えられますか。

○教育部長（越口哲也君）

確かに1社、淵脇建設株式会社と非常に点数的には僅差でございます。淵脇建設さんについては、やはり民間でのいろんな経験を生かされた申請、ユニークな申請もございまして、なかなかいい評価もありました。確かに、私どもも非常にいいという評価もあったところです。ただ実際的に今、霧島市施設管理公社の運営の中で、非常にスムーズに行われておりまして、台風前にいろいろな対策を取るとか、利用者も、周りの市民の皆様方も安心しておられるというようなところもございまして、霧島市施設管理公社の引き続いた指定管理という形での結果になりました。意見の中にもありますように、他の指定管理者が出してきているようなサービス、この辺もぜひ霧島市施設管理公社のほうも取り入れてほしいというようなことも附帯で報告がなされているところでございます。

○委員（新橋 実君）

今の関連ですけれども、この中で霧島市の施設管理公社は、理事長が副市長ですよ。おまけに、審査をされる方は市の職員がほとんど入っているわけですよ。その辺を考えたときに、何かちょっと点数の行き場が、やっぱり不公平感があるようにも感じるわけですけども、その辺について何か審査過程で意見とかいうのは出なかったんですかね。その辺が出たのか出なかったかも含めて、最初から審査の中でそういう話はなかったのかですね。

○教育部長（越口哲也君）

確かに、中村副市長が理事長であり、高田教育長が理事ということで、当然この二人につきましては最初から審査には加わっておりません。その中での審査ということで、職員におきましても当然票は割れるわけございまして、職員が全員、施設管理公社のほうに行ったかということ、そうでもないような感じでございます。ですので、そこはもうしっかりと個々の判断の中で、こういう結果が出たということで、全く正しい評点でなかろうかと思っております。

○委員（今吉歳晴君）

選定委員会では、途中で確かにちゃんと計画どおり事業がなされているか、その辺についての点検はされていないんですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

モニタリングと申しますけれども、やはり毎月の月例報告がございまして、そこでまず担当課と指定管理者というのは、その月にやった事業の内容の確認をします。そして、それが12か月続きます。そして、1年を通じてどういう結果であったか、これは収支も含めてですね。それは施設の担当課長が、内容を確認するということになっております。その時点で、計画をされている、企画提案を出された、「私たちはこういうことをします」という、いわゆるマニフェストですね。この内容の確

認をして、「今年度できましたですね。じゃあ、来年度はこういうのを計画されていますから、来年度頑張ってください」というようなやり取りはしながら、まず1年間は終わると。2年、3年それが積み上げて5年間ぐらいになるわけなんですけれども、総合評価というものも実施したりする一方で、毎年、あるいはまたそういう自主事業などの企画があったときには、毎回そういった確認をしていながら、管理運営が計画どおりになされているというところのモニタリングをしているところでございます。

○委員（今吉歳晴君）

その担当課でちゃんと、事業のとおりされているかを確認されていればいいんですが、これとは違うかも分かりませんが、例えば公園でどうしても草が茂って管理がなされていないということの指摘を受けまして、何回も話したんですが、成されていない。それから私は社長に、「これじゃいかん」と。ちゃんと横川の丸岡公園の管理の状態等をもう一回見るように、行って話をしたんですが、なかなかそのとおりにはなされていない。確かに、もうちょっとしっかりとした管理をなされるような指導は、途中途中でやるべきだと思いますよ。教育委員会の管轄とは違いますけれど、そういうことも含めて、ちゃんと計画どおりなされているか、その辺についてはしっかりと点検をしていただきたいと思います。これは要望です。それと、もう一点。この補正予算書の53ページ、債務負担行為の支出予定額に関する調書なんですけど、これは、28年度から32年度までのこの限度額というのは、4,264万6,000円の5倍ということですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

債務負担行為につきましては、額の明示ではなくて、そのときの予算の範囲内というような表現で、額を提示しているというところではございません。募集要項に見るところの4,264万6,000円に消費税を含むというようなことで表記をさせておりますが、今回、指定管理候補者として挙がっている管理公社につきましては、それよりも年間130万円ほど低い額で入札というか、札が入れられました。私どもは、指定の議決を得てから、1月、2月、3月でそこら辺の協議を、これで本当にできるかという確認をしていきますので、その年によって取り組む内容、それによって金額というのが若干上下してきます。上限はやはりこの4,264万6,000円と消費税ということになるんですけれども、そういうことで金額の明記というのはしていないところでございますので、予算の許す中で指定管理者と協議をして決定をしていくという、指定の議決を得てからの行為になるかと思いません。

○委員（今吉歳晴君）

例えば、28年度から32年までのこの限度額に同じであれば、数字でやった場合どうなんですか。後で、最終的には補正で修正するというわけにはいかないのですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

債務負担行為というのは、上限額を決める議決事項、向こう3年間、5年間に対してのことでございまして、もし燃料高騰やら、あるいはまた改修工事による閉館があった場合に、指定管理者にそれを補填してあげるというようなことになった場合に、その都度議会にお願いをして、債務負担行為の限度額を変えなければならないという技術的な問題があるということから、額の明記はせずに、このように表現として債務負担を組んでおるといような状況でございます。

○委員（新橋 実君）

霧島市施設管理公社ですが、従業員数が31名ということですが、今回六つの施設を管理するわけですが、現在この他にも施設を管理しているところもあると思うわけですが、31名で全てを対応しているわけですか。そこは御存じですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

今回議案として出しております指定の期間の満了は、来年の3月31日まででございますので、その人数はこの中に入っていると。31名で私どもの6施設と、それから農政関係の施設とか、あるいは都市公園関係の施設とか、それを全体的にやっているというふうに理解しております。

○委員（新橋 実君）

31名は全て社員という形になっているんですか。今ここで働いている人達は、どういうふうな形で雇用されているか、そこら辺は御存じですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

すいません。正直なところ、31名がどのような雇用形態になっているかは存じ上げておりません。中には嘱託がいたり、あるいは短期的な雇用がいたりということもあろうかと思しますので、必要があればまた後もって提示できると思います。

○委員（新橋 実君）

平成8年からされているということですので、それなりの機械器具等ですね、結構持ってらっしゃると思いますけれど、その辺の確認はされているわけですね。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

施設管理公社自身が持っている備品、重機、そういったのはあろうかと思えます。しかし、建設サイドが持っている、公園グループのほうの備品であったり、あるいはまた保健体育課が持っている施設を管理するための備品であったりしますので、そういった物は指定管理者が決まりましたら貸与ということになりますので、当然指定管理者が持つ備品もありますし、私どもが持っている備品もございますので、全体的にそれらを利用して管理をしていただくというようなことになっております。

○委員（新橋 実君）

そういった貸与については、レンタルとかリースという形になるのですか。それとも、ただで貸すような形ですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

それにつきましては、ただかと言われたら、ただです。その施設を管理するために、もし指定管理者が辞めたとか、指定管理者ができなくなったときには、私どもが行って直接草刈りをしたりしないといけませんので、市のものですので、それを使うということにつきましては無償で貸し出しをしています。

○委員（新橋 実君）

燃料代とかそういうのは、指定管理者が出すということですか。

○スポーツ振興G長（野辺貞孝君）

年間の燃料が大体、この程度になるというのを一度全部積み上げた上で、基準価格の中にこれは反映をさせていただいているところです。

○委員長（前島広紀君）

新橋委員、先ほどの雇用形態の資料は必要ですか。[「はい」と言う声あり] よろしいですか。雇用形態の資料、後で提出してください。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 11時 59分」

「再 開 午後 1時 03分」

#### △ 議案第98号 霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第98号、霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第98号、霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、その概要を御説明申し上げます。平成27年度税制改正により、平成27年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」に基づき、9月30日に地方税法施行規則が改正になり、公布されましたので、所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、引き続き各担当課長がそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○税務課長（谷口信一君）

それでは、私のほうから税務課所管分の詳細につきまして御説明いたします。議案は第98号、霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてで、新旧対照表は4ページからになります。まず、マイナンバー制度関係につきまして、御説明いたします。新旧対照表の4ページからになりますが、法人番号のカッコ書きの説明書きを第2条は削除、第31条の2以降は追加するものです。該当条項は、4ページ第2条と5ページ第36条の2から6頁第149条までです。次に、市たばこ税の改正につきまして、御説明いたします。新旧対照表の7ページ、附則第6条第5項と8ページの表でございますが、旧3級品たばこの特例税率が改正されたことにより、税率につきましては、去る9月議会において、霧島市税条例の一部改正議案を議決いただいたところです。この税率が改正されたことにより、3月31日までに販売業者が仕入れ、4月1日以降に販売する旧3級品タバコについて、税額の差額を販売業者に別個に納めてもらう必要が出てくることから、その際に使用する申告書の省令（平成27年総務省省令第85号）が平成27年9月30日で公布されたので、今回、申告書様式に改正するものです。

○収納課長（永重博章君）

続きまして、私のほうから収納課関係について説明させていただきます。議案は7ページから8ページ、新旧対照表は4ページでございます。該当条項は第11条と12条です。前回定例会におきまして、地方税法の改正に伴い、徴収猶予及び換価猶予に関しまして条例で定めたところですが、この度は、職権による換価猶予と申請による換価猶予に関して、条項を繰り下げる必要があるため、新旧対照表の4ページにありますように「第4項まで」を「第5項まで」に語句の一部を訂正する改正となっております。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（宮内 博君）

今回の改正は、施行規則の改正によって提出をされるというものなんですけれども、マイナンバー制度の導入による関連法案ということで理解をするんですけれども、なかなか分かりにくいですよ。今、説明を頂きましたけれども、何がどう変わるのかという点では、聞かれたときに説明が難しいのですけれども、特に法人番号についてであります。これは13桁の番号をそれぞれの法人に付番をするというものなんですけれども、個人番号とは違って、これは実際にどなたでも自由にこれを利用できるような形で説明がされているんですけれどもですね、何がどう変わって、どういうふうになるのかについて、もう少し説明を頂けませんか。それから3級品のたばこについて、ここで言われる旧3級品というのは、どういう種類の銘柄を指すものであって、今回どういうふうになるのかについても、もう少し御説明を下さい。

○税務課長（谷口信一君）

この法人番号につきましては、番号法という法律の中の第2条なんですけれども、第15項のところで、「法人番号とは、特定の法人その他の団体を識別するための番号」ということで規定されておりますけれども、その番号につきましては第58条によりまして「国税長官が法人等に対して法人番号を指定し、それを当該法人等に通知するものとする」というようなことでございます。今、この税関係でこれを使用するというのにつきましては、減免の申請をされる分などに記入するようにと

いうことで、様式などの改正をしているところがございます。それから、3級品でございますが、6銘柄ございまして、「わかば」「エコー」「しんせい」「ゴールデンバット」「ウルマ」「バイオレット」と、この6品目が旧3級品に該当いたします。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時10分」

「再開 午後 1時10分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時11分」

「再開 午後 1時13分」

#### △ 議案第124号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺麓地区共同利用施設）

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第124号指定管理者の指定について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（塩川 剛君）

議案第124号の、企画部関係の議案につきまして御説明申し上げます。本議案は、当該施設の効果的かつ効率的な管理運営を目的とし、麓公正会を指定管理者として指定するものでございます。詳細につきましては、溝辺総合支所長が御説明いたしますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

議案第124号、指定管理の管理者の指定につきまして御説明申し上げます。議案書の60ページになります。当該施設は、地域住民の方が活動を行う上での拠点となる集会施設であり、かねてから麓公正会により、地域住民の文化教養及び福祉の推進を目的に、適切な維持管理がなされているところでございます。このように、地域密着型施設は、当該地域住民により構成される団体が管理運営を行うことにより、施設の効用を最大限発揮できることから、引き続き同会を指定管理者として指定を行うものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（岡村一二三君）

まず、この施設はどこにあるのか。それと、施設はどこが建設されたのですか。

○溝辺地域振興G長（長丸広美君）

場所につきましては、溝辺町麓2887番地10でありまして、溝辺のちょうど例年特攻慰霊祭が行われます大川内岡のところにあります。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時16分」

「再開 午後 1時16分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

建設年度とか事業関係ですけれども、昭和51年度に建設された部分で、航空機騒音による障害を緩和し、地域住民の福祉を図るためという目的で、航空騒音関係の事業として造られています。これが国県補助と地方債、そして一般財源が112万円程度でできています。だから40年近くたって、かなり老朽化はしておりますけれども、1階部分を麓公正会に管理をしてもらいながら、2階を使えば、消防法の関係上、避難訓練をしなければいけないということで、2階はもう使わないということで、2階には防災行政無線の移動局があり、それと、もともと航空騒音関係で造られていますので、航空騒音を測る機械が2階に入っています。1階のほうを麓公正会のほうで管理をしながら、会議をしたり、それと地域の住民の方が、地区の公民館が狭いということで、敬老会とかをされるときに、ホールがあるもんですから、そのあたりで使用されているという状況でございます。

○委員（今吉歳晴君）

マネジメント計画の中では、31年度まで12%削減となっておりますが、これはこの中には入っていないのですか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

先ほども言いましたけども、老朽化していると。40年近くたちますので、今回の指定管理の申請をしてもらうときに、麓公正会の会長のところにも行きましたが、5年先がどうなるか分からんと。取り壊しをするか、そのままか。土地が麓生産森林組合の土地なもんですから、譲渡するか、この5年間の間に決めないといけないだろうと思っています。だから、公共マネジメントの対象にはなるんですけど、ここも含まれていないということは言えませんので、一応含まれているということで検討はしていきたいというふうに思ってます。

○委員（今吉歳晴君）

検討に入っていると。その中で、築40年を経過すると。それで、長寿命化推進の方向性の中では、建築後30年経過で、大規模な改修をしなきゃならない。それからまた、建築後55年というものにつきましても、大規模改修がうたわれているわけですが、築40年となりますと、近いうちには大規模改修しなければならない時期には来ていると思うのですが、ただ利用を考えれば、もうここは、ほとんど地元住民は公民館を持っているわけですよ。それから、麓生産森林組合も年に1回総会をここでしていたのですが、既にみそめ館で総会をされている。その辺を考えますと、ここはマネジメント計画の中で、しっかりと議論すべきではないかと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

確かに、そうだと思います。だから、もう壊れるか、いつまで使えるかという状況にきていますので。前、雨漏りがあって、少しは改修しているみたいです。今はまだ使える状態ですので、公正会のほうも、総会とかは別の所でされるかもしれませんが、簡単な会議等を年に20回から30回程度されています。それと、大川内の公民館が敬老会をされるときに、そこのホールが必要だという話もありますので、使えるだけ使って、対象案件にはもう適合していますので、それを今から考えて、5年のうちに何とかしないといけないと思っています。

○委員（今吉歳晴君）

この大規模改修については、今回の指定管理を過ぎた後ですか、どうなんでしょうか。もう40年経過しているということは、30年で大規模改修の時期を迎えているということですが、それからすると、もうあと5年すると、45年になるわけですけど、その辺についてはどのような取扱いになりますか。

○企画部長（塩川 剛君）

今回5年ということで、指定管理をお願いするということになりますけども、先ほど総合支所長

が申しましたとおり、利用の実態とか、施設の実態を検討しながらということになるかと思いません。したがって、現時点で明確なことは申し上げられないのですけれども、いずれにしても施設自体がそういう施設でございますので、その辺は当然、念頭に置いた形で管理のほうもお願いしていくということになるのかなど。その間で、何らかの方向性を見つけ出さないといけないというふうには考えているところです。

○委員（今吉歳晴君）

地元の施設でありながら、早く取りやめないといけないと言えないとこなんですが、ただ現在の状況から考えると、既に麓生産森林組合、例えばみそめ館や市役所の一部でも会をするとき、使用できれば、ここについては十分廃止の対象として考えてもいいのではないかと思います。そうなりますと、改修自体に余分な投資をするよりも、ここについては早く結論を出すべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

○溝辺総合支所長（川崎秀一郎君）

今、今吉委員からありましたように、壊れる寸前のやつを使うのかということもあるんですけど、やはり使いたいという地区の公民館があるものですから、そこら辺と5年間のうちに協議をしながら、壊すか、更地にして、下が麓生産森林組合ですので、返却しないといけないという条件がありますので、そこら辺も含めて。大規模な改修があったときには、もうしないという前提でいきたいと思えます。小規模の余りお金が掛からない改修については、あるかもしれませんが、大規模に改造するという事はないので、そういう方向で、今言われたように考えていきたいと思っています。

○委員（新橋 実君）

関連ですけど、これまで38年間使われていますが、これまでの施設整備の状況はどうなっていますか。

○溝辺地域振興G長（長丸広美君）

合併して霧島市になりまして、大きな改修としまして平成18年度に雨漏り改修工事を行っております。その後、平成22年度に、同じく雨漏りということで外壁・内壁の改修を行っております。それ以降は、老朽化が進んでおりますけれども、そういった改修はありませんで、今のところ順調に管理運営をされていらっしゃるところでございます。

○委員（新橋 実君）

これは昭和51年ですから、耐震診断はしなかったんですか。

○溝辺地域振興G長（長丸広美君）

耐震診断につきましては、建築基準によりまして、延べ床面積あるいは建物階数によりまして、この施設につきましてはその対象外であると。実際にしなければならぬ義務というのはないということでございます。

○委員（新橋 実君）

それはどこの判断ですか。今、霧島市内にある、ほとんどの公共の施設は、集会施設であっても耐震診断をしています。それはどこの判断でそうなっているのですか。

○溝辺地域振興G長（長丸広美君）

平成26年度の当初予算の段階で、耐震をしていないということで、当初予算要求にこの耐震について計上いたしましたけれども、査定段階で、先ほど申し上げましたそういう基準ということで、これにつきましては建築住宅のほうで、そういう基準に沿えば、必ずしも耐震診断を受ける必要はないということでしたので、査定としてはゼロ査定ということに、26年度はなっております。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時26分」

「再開 午後 1時27分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（新橋 実君）

それについては、建築住宅課のほうに確認して、また後で連絡もらえませんか。

○企画部長（塩川 剛君）

調査させていただきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時28分」

「再開 午後 1時30分」

- △ 議案第 99号 指定管理者の指定について（霧島市国分府中地区共同利用施設）
- 議案第100号 指定管理者の指定について（霧島市国分木原地区集会所）
- 議案第101号 指定管理者の指定について（霧島市国分上之段地区集会所）
- 議案第102号 指定管理者の指定について（霧島市国分郡山地区集会所）
- 議案第103号 指定管理者の指定について（霧島市国分上小川地区集会所）
- 議案第104号 指定管理者の指定について（霧島市国分下井地区集会所）
- 議案第105号 指定管理者の指定について（霧島市国分平山地区集会所）
- 議案第106号 指定管理者の指定について（霧島市国分向花地区コミュニティセンター）
- 議案第107号 指定管理者の指定について（霧島市国分川内地区コミュニティセンター）
- 議案第108号 指定管理者の指定について（国分福島地区コミュニティ供用施設）
- 議案第109号 指定管理者の指定について（国分湊多目的集会施設）
- 議案第110号 指定管理者の指定について（国分上井多目的集会施設）
- 議案第111号 指定管理者の指定について（国分清水多目的集会施設）
- 議案第112号 指定管理者の指定について（国分川原多目的集会施設）
- 議案第113号 指定管理者の指定について（国分塚脇多目的集会施設）
- 議案第114号 指定管理者の指定について（霧島市国分ふれあいの郷）

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第99号から議案第114号までの指定管理者の指定についての16件を、一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○企画部長（塩川 剛君）

議案第99号から114号の、企画部関係の議案につきまして御説明申し上げます。本議案は、当該16施設の効果的かつ効率的な管理運営を目的とし、地区自治公民館を指定管理者として指定するものでございます。詳細につきましては、担当課長が御説明いたしますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

議案第99号から第114号、指定管理者の指定につきまして説明申し上げます。議案書の9ページから40ページになります。当該16施設は、地域住民の方が活動を行う上での拠点となる集会施設であり、かねてから地区自治公民館により、地域住民の文化、教養及び福祉の増進を目的に、適切な維持管理がなされているところでございます。このように、地域密着型施設は、当該地域住民により

構成される団体が管理運営を行うことにより、施設の効用を最大限発揮できることから、引き続き各地区自治公民館を指定管理者として指定を行うものでございます。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○委員長（前島広紀君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

指定管理者の指定について、ここでは地区自治公民館に指定をお願いしたいということなのですが、ほかの指定管理の指定で、自治会をお願いしている部分もあるんですよね。共生協働推進課が提案をしているのは地区自治公民館でしょうけれども、これらと別に自治会に指定をお願いしている公民館等もあるんですよ。そこでお尋ねしたいんですが、条例公民館、条例集会所ですよね。お尋ねしたいのは、建物がありますので当然トイレがありますよね。そのトイレが、合併浄化槽が設置してあって、衛生公社に管理委託をされることになりますよね、点検・管理を。その費用はどちらがもつことになっているんですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

今回の議案の中にも、合併浄化槽の施設はございます。指定管理を行うに当たりましては、指定管理者と協定を結んでおりますが、その協定で光熱水費等は指定管理者の負担という整理をさせていただいておりますので、お尋ねの合併処理浄化槽の経費につきましても指定管理者に負担いただいていることとなります。

○委員（岡村一二三君）

自治会に委託とか、自治公民館に委託とか、それぞれ条例を作って指定管理をされていらっしゃるわけなんだけれども、電気料、水道料、浄化槽の管理委託料を自治会若しくは自治公民館が支払うのであれば、もう排除したほうがいいんじゃないですか。この条例から。自治会の持っている公民館にしても、自治公民館にしても、補助金制度があるのではなかったですか。共生協働推進課のほうで、公民館を建て替えるときには幾らとか、6割とかあるわけですので、こういったものについて、わざわざ条例でうたい上げて、これを指定管理で出しますよと、まどろっこしいことをしなくても、私は事足りるような気がするんですけど。なぜこういうことを言うかという、自治会で指定管理をお願いする部分、例えば横川の公民館等はあるんですが、自治会が引き受ける分が。それで、建物そのものは自治会が補助金をもらって、自治会負担金を出して造った公民館等がこういったことで指定管理の管理者の指定ということで、条例でうたい上げてあるものだから、こういったまどろっこしいことをしないとイケないわけなんですよ。先ほどおっしゃいましたように、電気料、水道料、合併浄化槽の管理費、全て自治会が払うわけですから、何のメリットがあるんですかね、市がこれを持っている。

○企画部長（塩川 剛君）

恐らくこれらの施設の条例につきましては、合併前から設置されたものではないかなというふうには推測するわけですが、例えば先ほど言われました負担金を出しているということでございますが、ここもあくまでも想定の世界でしかないんですけども、例えば旧町で施設を造られたことに対して、地元から負担金を出されたというの、想定範囲内ですけども考えられると。そうなりますと、事業を実施したのはあくまで自治体と、旧町ということになりますので、そういう意味で条例化されているのではないかなというのは、申し訳ありませんが憶測でしかないのですが、そういうのも考えられるということです。公の施設ということで、旧町で造ったのを霧島市として引き継いだわけですが、管理していく上では設置管理条例というのが必要になりますので、そこには条例化というのが当然出てくると。ついては、そこを指定管理の上では、指定管理の条項等をうたい込む必要があるという流れで、現在の条例になっているのではないかなと考えてるところです。

○委員（岡村一二三君）

提案されている自治公民館については、私もその地域に住んでいないので分かりませんが、出資がどうであったか。この中で、共生協働推進課が管理している公民館がありますよね。条例公民館。横川のはですね、合併するとき条例公民館にしてしまったわけなんです。だから、先ほど部長がおっしゃった負担金の関係も、私どもは十分存じ上げているんですが、自治会で払えない分は自治会の出身者から寄附をもらって、補助金を合わせて造られているわけですので、あともってよく調べて、返すものは返したほうがいいと私は思うのですが、その辺の検討をお願いしておきたい。

○企画部長（塩川 剛君）

ちょっと過去のいきさつを調べてみないと、何とも申し上げられないところでございますので、どういう状況でそういうふうになったのかということも検討させていただきたいと思います。今回出している企画部の案件としては対象外ということですので、対象となる分につきましては、産業建設常任委員会の分に出てまいりますので、所管の課にその旨をつないでおきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

今回提案されているのは、国分地区で整備をされた施設ということなんですが、これらの施設を活用して、霧島市内全体の公民館連絡協議会というのが構築をされて、これらの施設を利用する公民館等もその中に組み込まれているということになっているんですが、先ほど生涯学習課のほうで管理をしている糸走地区公民館、それから真孝西地区の公民館等の議論もさせていただいたところなんですけれども、自治公民館と公民館については、明確に分けて考えなきゃいけないという決まりがあるんですけれども、共生協働推進課のほうでは、そのところはどんなことで分けて、それらの公民館活動、まちづくり計画等の活動に結び付ける取組をしているのか、そのところの基本的なところをちょっとお聞かせいただけませんか。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時42分」

「再開 午後 1時43分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○共生協働推進課長（西敬一郎君）

今回の議案で、指定管理者としております地区自治公民館につきましては、私どもは地域コミュニティを表す名称として使っております、地域コミュニティでまちづくり計画等をお作りいただいて、地域づくりに取り組んでいただいているという意識でございます。条例公民館のほうは、社会教育法で出てきます公民館ということで、正にこれは建物を指しております、生涯学習の拠点となる施設と考えております。

○委員（宮内 博君）

確かに、条例公民館は生涯学習、いわゆる社会教育の場所という位置付けですよね。そして、社会教育法によって、いろいろ制限も掛けられているということになっているんですけれども、実際に霧島市の公民館・自治会の組織図というのがありますけれど、例えば隼人の場合は八つの地区自治公民館という分類になっていますよね。そのほとんどが条例公民館ですよね。それで、その社会教育施設の中で行われている、社会教育活動の一環としての活動と、自治公民館としての活動がごっちゃになっているのではないかとということで、昨年の12月議会でも、そのところの改善を求めた経過があるんですけれども、しっかり分けて、執行部のほうでやっているのかなという点については、今回の自治公民館ということで議案の提案がなされているわけなんですけれども、相まって先ほどもありましたように、産業建設常任委員会のほうで議論していただく公民館、そして生涯学習課のほうで議論していただく公民館、そういうものがそれぞれ所管が違うんだけれども公民館として、

自治公民館として活動しているということになっておりますので、法律上くりのあるものについては、やはりそのところが十分説明できるような形で、執行部としても対応を考えていかなきゃいけないというふうに思うんですけれども、その辺の議論というのはあるんですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

今おっしゃいました地区自治公民館の区割りと申しますか、まず、この地区自治公民館という名称を設けるというのも、合併協議に基づいております。その審議を行ったところとしては、多分事務方のところであったと思うんですが、一定の結論を出したものにつきましても合併協議会で、協議会の本体でお諮りして、決定を頂いたということで、その地区割りにつきましても、そもそも合併前の自治体で、例えば中学校とか小学校とかいう区割りで一つの近いエリアを、何かのコミュニティの単位として使われていたと思うんですが、その単位を合併を機に改めるという考え方もあったんでしょけれども、その親しんだ区域を合併後も引き続き単位として用いるということで、おっしゃった隼人地区においては、条例公民館のエリアと地域コミュニティのエリアが同じということで、例えば富隈地区などでは1万人を超える方がいらっしゃるということで、エリアとしてはかなり大きいというところもございましてけれども、どういう区割りをするかというのは、これも合併協議会の議事を逐一当たっておりませんので、想像の世界が多分にあるのですが、それまで親しまれた区域を合併後もそのまま用いられたというところではなかろうかと考えております。

○委員（宮内 博君）

なぜこれを言うのかというと、社会教育法の中で定められている公民館については、政党活動、政治活動、宗教活動、そういうものについては禁止規定として盛り込まれているわけですよ。それで、例えばまちづくり計画というのは極めて政治的な、そういう色合いを持たざるを得ない性格のものであるということをおもいますので、それがそのままよろしいんですかということをおっしゃっているわけです。ですから、社会教育法上で位置づけられている社会教育活動の一環としての公民館活動と、そういう制限のない地区自治公民館活動というのを一緒くたにはしてはいませんかということ、問題提起をしているわけです。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

最初の御質問にも返ってくるころかとは思いますが、社会教育法でいう公民館は施設であると、拠点施設であると。したがって、その施設内で、先ほどおっしゃいました政治的な活動うんぬんというのは、その施設の中で行うことは明示的に禁じられているところです。そこで行われる講座だけが社会教育法でいう公民館活動なのかというと、余りにも狭義に過ぎるかもしれませんけれども、基本的にはその法律で明示されているのは、その施設の中においてこれをやってはいけない、例えば議会で傍聴に来られた方は、こういうことをしてはいけませんよという規則がございましてけれども、そのような扱いであり、地域コミュニティとしての地区自治公民館で行われているものとは、エリアが一緒であれば、確かにおっしゃるように分けづらい部分もあるかもしれませんけれども、社会教育活動を拠点施設外で行う場合にまで、法律は明示的に禁止規定を設けているわけではございませんので、必ずしもそこが混同される部分というのはないのではないのかなと考えております。

○委員（宮内 博君）

実際にやられていることは、その施設の中で様々な作業を行って、そしてそこで地区自治公民館のやっている作業と同じようなことがなされているということがあるわけですよ。ですから、生涯学習課のほうで先ほど説明をしていただいたときに、その違いが住民によく分からないという部分があるんじゃないのかなと思われました。それで、生涯学習課としては共生協働推進課と一緒に、その問題について個別具体的に十分な協議を行っているような状況ではないという、そういうことでもあったわけですよ。ですから、今後の課題として捉えていただいて、そのところのすみ分けが必要であるのかないのかを含めて、きちんと説明はできる体制というのを取っていただきたいということを要請しておきたいというふうに思いますけど、部長の見解をお聞かせく

ださい。

○企画部長（塩川 剛君）

社会教育法をベースにしました、いわゆる条例公民館と、一方ではコミュニティがベースになっている自治公民館、建物のほうですね。この辺の考え方について、1回ちょっと時間を掛けて整理させていただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

今回提案をされている施設を拝見いたしますと、一番古い施設が昭和54年に造られた施設が四つ、54年から56年にかけて8か所の施設があるわけですね。かなり経年劣化が見られる部分もあるのではないかなというふうに思うんですけども、例えばトイレなどは和式のものが多いのではないかなと思いますが、公民館などをよく利用する年齢層から考えると、やはり洋式への転換であるとか、計画的な施設整備ということ等も考えていくことがあるだろうと思いますけれども、今後5年間の指定管理をする上で、その辺の受け手との協議といいますか、その辺の議論はどういうふうになっているのですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

先ほど、指定管理に当たりますとの協定というお話をさせていただきました。その協定で修繕等についても、協定書という形で書面を交わしているわけですが、もともとが公の施設でございます。公の施設が備えている機能を失ったとき、例えばトイレが故障した、合併浄化槽のポンプが壊れた、あるいは建物の構造部、屋根に係る部分が雨漏りをする、柱が腐ってくるというような部分、いわゆる本来有すべき機能を有していない部分の修繕に関しましては、市が修繕を行います。今、お尋ねのトイレの洋式化につきましては、トイレの機能そのものとしては機能を失ったわけではございません。ということで、これまでも洋式化につきましては、機能不全を回復する以外の手を掛けるということになりますので、地域振興補助金の集会施設の補助を利用させていただいて、和式から洋式に替えていただいた施設がございます。今のところは、機能を失ったのかどうか、利便性を高める補修に該当するののかというところで、地区の方々とはお話をさせていただいているところです。

○委員（宮内 博君）

今回提案をしている議案第99号から第114号までの施設は、先ほど岡村委員のほうから具体例として出された、全額を市のほうで、あるいは旧市や旧町のほうで整備をしたというものではなくて、当初の段階から住民の方々に負担をお願いをして整備をしたという施設なんですか。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

建築時の費用は、市が負担した施設になります。

○委員（宮内 博君）

それは、全額市のほうで、何らかの補助事業を使ってかどうかは分かりませんが、そういう形で整備をしたものという理解でいいわけですね。

○共生協働推進課長（西敬一朗君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（宮内 博君）

そういうふうに整備をした施設だけれども、今後の維持補修については市のほうで全額やるということではなくて、自治公民館のほうに、いわゆる4割の負担をしていただきますよと、こういうことなんですか。先ほど課長のほうからあった、いわゆる使えない状態にあるときには、市のほうで全面的に見るけれども、それよりもバージョンアップしようというような思いのあるときは、6割補助の分を活用してくださいと、こういうことなんですか。

○企画部長（塩川 剛君）

そういうことございまして、建物本来の機能を失うという事態の部分につきましては、市のほうでやりましょうというスタンスです。それから今ある機能、使えるんだけどもプラスアルファ

の機能を付加しようといったようなものについては6割補助のほうを利用していただいていると、そういうことでございます。

○委員（宮内 博君）

今まである機能を維持していくのは全額、市のほうで持ちましょうということですよ、今のお話では。先ほどの話に戻りますけど、例えば合併浄化槽の不具合が生じたという場合は、機能不全ですから、それは市のほうで持ってやりましょうと。6割補助を活用してやりなさいということではないですよ、こういうことですよ。

○企画部長（塩川 剛君）

当然、まず前提として、市の持ち物であるといったものについては、そういったスタンスで臨んでいるというところでございます。

○委員（宮内 博君）

先ほど議論になった、整備の段階から住民の側の負担を求めてやっているところとは差別化を図っていかうという話ですか。

○企画部長（塩川 剛君）

建設当時、どういう負担で、財源がどういう関係で造られたかということがはっきりしませんけれども、現在市の設置管理条例があるということは、当然市が管理すべきものであるということが前提になりますので、同じように本来の機能をなくしたような修繕等については市で行いますし、例えば先ほど言いましたトイレの洋式化と、機能をプラスアルファするといったようなものについては6割補助でお願いするという流れになるかと思えます。

○委員（宮内 博君）

先ほどのやり取りは、そうではなかったように私、聞こえたのですけれど、であれば先ほどの答弁は訂正をしなくてもいいですか。建設に至る経過がまだ不十分なので、検証しないと分からないけれどもということを前提にしながらも、先ほどは6割補助を活用してもらいたいという答弁だったと思うのですが。

○企画部長（塩川 剛君）

現在は、設置管理条例があるわけですので、私どもは市の所管すべき施設という立場で考えております。ただ、岡村委員からそういう過去のいきさつのございだったので、その部分については所管の部等にちょっと確認させていただきたいということでございます。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時02分」

「再開 午後 2時06分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時07分」

「再開 午後 2時10分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。企画部から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○企画部長（塩川 剛君）

議案第124号の件につきまして、先ほど溝辺麓地区共同利用施設の耐震に係る質疑が新橋委員からありましたが、私どもの理解不足でございました。施設としては、耐震を行わなければならない施設ということです。ただし、ほかにもいろんな施設がありまして、もっとほかに緊急度の高い施設

設があったということで、後回しになっている状況でありまして、今後どう使っていくか、すぐ取り壊すことになればする必要はないですし、使っていくということであれば耐震の必要が出てくるということで、その辺を含めた形で検討していくということになります。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時11分」

「再開 午後 2時27分」

## △ 自由討議

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情2件と議案22件の自由討議に入りますが、本日の会次第順に進めますので、意見があれば御発言ください。それではまず、陳情第5号について意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、陳情事項として3点について、陳情が出されているわけです。それで、議会のことが余りよく分からない中で提出をしたという、本人のお話もあったわけですがけれども、議論の中でもありましたように、「指定管理者制度導入の見直し」と1点目にありますけれども、現在は指定管理制度そのものはやっていない状況にはあります。ただ、本日、陳情者にもおいでいただいて、お話をお聞きして、図書館が非常に市民にとって、大変大事な施設だと。特に、子供たちの心の発達等にとってかけがえのない、そういう施設だと。こういう施設を民間に委ねるとということについては、ぜひそういう方法でない方向を進めてもらいたいという願いが主にあって、その中で提出をされたものだとということで理解を致しました。既に本会議でも、このことは議論をされているわけですが、本日執行部のほうもおいでいただいて、見解もお聞きをしたところではありますが、陳情書の中に込められている思いは、現状のまま残してくださいという内容のものであるというふうに理解を致しましたので、そのような形でくみ取っていくという方向で結論を出す方がいいのではないかなと思ったところがございます。

○委員長（前島広紀君）

ほかに意見はございませんか。

○委員（常盤信一君）

陳情書の中身を見ますと、3点あるわけですが、現実に制度の導入をする動きがない中で、こういう陳情が出されておるわけです。もしそうだとすれば、そういう認識で私自身もおるんですが、ない中で例えばこれを採択するということになると、本来ないものをあるかのように想定しなきゃならないということになりますし、そういう意味では非常に難しい判断を迫られるわけですが、そういう意味でいうことがあり得るという仮定を前提にすれば、趣旨はよく理解できるというふうに私は思うんですが、このまま採択をしてしまいますと、非常に何か難しい判断をされるようで、ないものをあるかのように想定してするということは、いかがなものかなと思ったりもしています。出されている陳情書の趣旨については、よく理解をしているつもりです。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので次に進みます。陳情第7号について、意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

本日、お二方においでいただいて、説明を頂きました。陳情者の女性の方については、陳情の中

身について、ほとんど説明をしていただくとはできなかつたんですけれども、事務局長という立場の方がほとんどの説明をされたのですが、私はこの陳情書の中に、「家庭の価値」を基本理念に据えた法律の制定ということが強調されておりまして、それをつくり出す、いわゆる青少年犯罪等が非常に多くなっている。また、青少年が健全に育つ環境が、なかなか難しくなっている状況を捉えて、家庭の問題だけでそれが解決できる問題でもない。そういうふうに思っているところです。若者の深刻な雇用の危機であるとか、貧困の格差の広がりだとか、そういうことが生活基盤である家庭を直撃しているという問題こそ解決すべきだというふうに思いますので、この内容については賛同できないということを申し上げておきたいと思います。同時に、おいでになった方の説明も、極めて不十分だったのではないかと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございせんか。

○委員（常盤信一君）

先ほど教育部に質問をさせていただきましたけれども、こうした時代の背景がどういうふうになっているのかという点では、当市にとっても具体的に調査をすることも必要ではないのかなと思ったりもしてますし、併せて陳情者の人たちが生徒の名前まで上げられたわけですけども、その人たちがどういう分析をされて、こういう意見書を提出したいと、案を作りたいというふうに言ってらっしゃるかも定かでないというところ、それから学校教育なり社会教育なり、市全体を通してこの問題がどういうふうに議論されておるのかという問題も含めて、議論をすべきではないのかなというふうに思ったりもします。したがって、そういう意味ではもう少し研究を重ねる必要があるのではないかと、私は思います。

○委員（岡村一二三君）

私は、この陳情者は説明もできない状況だったと判断します。それで、代理者の方が全部説明をされたわけなんですけど、ある党の基本法の素案を見ていらっしゃったような話もされたんですけど、それも今日は持ってきていないと、最後に言われたわけなんですけど、どこからどこまでがどうなのか、全く不透明で、この陳情書の処理についてはもう、私としては判断をし切れないというふうに感じたところです。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第95号について、意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

今回、法律の改正によって、条例を改正しようというものでありますけれども、執行部の説明の中でも、霧島市としては前倒しで、この法律の趣旨にのっとるような取組を既に行っているというようにありました。制度の主なる点は、障害の状況等にかかわらず、様々な観点から、保護者の意見とか、あるいは教育専門家の意見とか、医学的な意見とか、心理学的な専門家等の見地から意見を取り入れて、障害を持つ子供の学習の機会を保障しようというものだというふうに理解を致しましたので、障害者の方たちが更に教育を受ける機会が広がるのではないかと、そういうことを痛感したところでした。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第131号及び議案第132号について意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第131号・132号は、いずれも生涯学習課のほうで所管をしている社会教育施設の指定管理についてであったわけでありまして、施設そのものが、例えば糸走地区公民館等については、長

い年月がたっているというようなこともあって、トイレの改修などの要望も出されたところではありますが、社会教育法の中に定められている社会教育活動の一環として行われる施設を、引き続きその施設が存在をする真孝西地区の公民館、糸走地区公民館に指定を継続をしようというものでありますから、地域の社会教育活動、公民会活動が従来どおり行われることができる、そのための大事な施設だということで、改めて認識をしたところでした。

○委員長（前島広紀君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第136号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第98号について意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第98号は、新旧対照表の中でも明記をされておりますように、9月議会にかなり集中的な議論を行ったマイナンバー制度導入による税の条例の改正だということでもあります。マイナンバー制度については現在、12桁の個人番号を付番をして、そしてそれを各世帯に配達証明付きで配達をするという取組がほぼ完了していると思えますけれども、まだ未配達のところは数千残っているということも言われているところでもあります。国民に12桁の番号を付けて、それを一元的に管理をするという点では、情報漏えいの関係でありますとか、大きな問題点を持っている制度の中で一体的に条例を改正しようとするものだという点で、問題があるというふうに認識しております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第124号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。議案第99号から議案第114号までについて意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情2件と議案22件の自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時42分」

「再開 午後 2時43分」

#### △ 議案第95号 霧島市障害児就学指導委員会条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第95号、霧島市障害児就学指導委員会条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第95号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第95号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第98号 霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第98号、霧島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

本案は、マイナンバー制度導入によりまして、改正をする条例でございます。9月議会でも、この件については議論をしたところでありますが、マイナンバー制度は国民一人一人に12桁の個人番号を付番をして、様々な機関や事務所などに散在する国民の個人情報を、個人番号によって名寄せをして参照することを可能とする、そういう制度であります。国は、制度導入によって、社会保障の手続きを簡略化できる、税の徴収漏れや不正受給防止に利用できるということを盛んに宣伝しておりますが、一つの番号で国民一人一人の個人情報を結び付けて活用する番号制度は、それを活用する側にとっては、極めて効率的なツールではありますけれども、その最大の狙いは国民の収入や財産の実態を政府がつかんで、税や保険料の徴収強化と社会保障の給付削減を推し進める仕組みを制度化することにあります。この法律の下に行われる法人番号のための条例が、今回の議案第98号でありまして、マイナンバー制度そのものに反対をしまいいりましたことからいたしましても、本条例に賛成するわけにはまいりません。以上、申し上げておきたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第98号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者4名、起立多数と認めます。したがって、議案第98号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第99号 指定管理者の指定について（霧島市国分府中地区共同利用施設）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第99号、指定管理者の指定について（霧島市国分府中地区共同利用施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第99号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第99号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第100号 指定管理者の指定について（霧島市国分木原地区集会所）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第100号、指定管理者の指定について（霧島市国分木原地区集会所）の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第100号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第100号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第101号 指定管理者の指定について（霧島市国分上之段地区集会所）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第101号、指定管理者の指定について（霧島市国分上之段地区集会所）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第101号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第102号 指定管理者の指定について（霧島市国分郡山地区集会所）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第102号、指定管理者の指定について（霧島市国分郡山地区集会所）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第102号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第102号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第103号 指定管理者の指定について（霧島市国分上小川地区集会所）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第103号、指定管理者の指定について（霧島市国分上小川地区集会所）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第103号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第103号については、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定しました。

#### △ 議案第104号 指定管理者の指定について（霧島市国分下井地区集会所）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第104号、指定管理者の指定について（霧島市国分下井地区集会所）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第104号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第104号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第105号 指定管理者の指定について（霧島市国分平山地区集会所）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第105号、指定管理者の指定について（霧島市国分平山地区集会所）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第105号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第105号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第106号 指定管理者の指定について（霧島市国分向花地区コミュニティセンター）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第106号、指定管理者の指定について（霧島市国分向花地区コミュニティセンター）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第106号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第106号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第107号 指定管理者の指定について（霧島市国分川内地区コミュニティセンター）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第107号、指定管理者の指定について（霧島市国分川内地区コミュニティセンター）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第107号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第107号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第108号 指定管理者の指定について（国分福島地区コミュニティ供用施設）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第108号、指定管理者の指定について（国分福島地区コミュニティ供用施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第108号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第108号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第109号 指定管理者の指定について（国分湊多目的集会施設）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第109号、指定管理者の指定について（国分湊多目的集会施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第109号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第109号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第110号 指定管理者の指定について（国分上井多目的集会施設）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第110号、指定管理者の指定について（国分上井多目的集会施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第110号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第110号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第111号 指定管理者の指定について（国分清水多目的集会施設）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第111号、指定管理者の指定について（国分清水多目的集会施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第111号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第111号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第112号 指定管理者の指定について（国分川原多目的集会施設）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第112号、指定管理者の指定について（国分川原多目的集会施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第112号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第112号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第113号 指定管理者の指定について（国分塚脇多目的集会施設）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第113号、指定管理者の指定について（国分塚脇多目的集会施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第113号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第113号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第114号 指定管理者の指定について（霧島市国分ふれあいの郷）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第114号、指定管理者の指定について（霧島市国分ふれあいの郷）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第114号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第114号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第124号 指定管理者の指定について（霧島市溝辺麓地区共同利用施設）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第124号、指定管理者の指定について（霧島市溝辺麓地区共同利用施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第124号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第124号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第131号 指定管理者の指定について（糸走地区共同利用施設）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第131号、指定管理者の指定について（糸走地区共同利用施設）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第131号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第131号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第132号 指定管理者の指定について（霧島市隼人真孝西集会所）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第132号、指定管理者の指定について（霧島市隼人真孝西集会所）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第132号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第132号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第136号 指定管理者の指定について（霧島市国分児童体育館，霧島市国分キャンプ海水浴場，南公園，国分海浜公園，北公園，霧島市春山緑地公園）

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第136号、指定管理者の指定について（霧島市国分児童体育館，霧島市国分キャンプ海水浴場，南公園，国分海浜公園，北公園，霧島市春山緑地公園）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第136号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第136号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 陳情第5号 霧島市立図書館の指定管理者制度導入に関する陳情書

○委員長（前島広紀君）

次に、陳情処理に入ります。まず、議案第5号、霧島市立図書館の指定管理者制度導入に関する陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続するかお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

先ほどちょっと申し上げたんですけれども、この陳情書そのものは、指定管理制度ではなくて現状の図書館の公立運営という形を継続してもらいたいという説明をなされたところです。執行部としても現状では、当分直営が望ましいというふうに答えている中でもありますので、採決をし、採択すべきものだと思います。

○委員長（前島広紀君）

今、採決すべきだという意見ですけれども、ほかに意見はありませんか。

○委員（常盤信一君）

採決はいいんですが、先ほど述べたとおりですので、ないものをあるかのように言う話は、ちょっと失礼なのかなと。議会としてどうかという思いもしますので、単なる思いで処理をするというのはいかなものかなと思ったりもしますので、議論をしていただいて、私としては趣旨採択でいいんじゃないかというふうに思います。

○委員（今吉歳晴君）

陳情の内容を見ますと、まず図書館の指定管理制度の導入の見直しということですが、これは指定管理制度を導入していないわけですから、見直しの必要はないと思いますし、図書館の指定管理者制度の是非を市民に問うてほしいということですが、指定管理者制度の導入をしようとしているわけではありませんので、これは市民に問う必要はないと思います。同じくまた、議会としても、指定管理者導入をしようとしている状況にはないわけですから、これもまた必要ないと思います。そういうことを考えますと、先ほど執行部の意見としては、当分の間は現状を

維持し、直営での運営が望ましいという結論を出していらっしゃるわけでありますから、私はこの陳情については採択する必要はないと考えております。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時58分」

「再開 午後 3時01分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかに意見はありませんか。

○委員（新橋 実君）

今回の陳情は、今の市の考えていることと陳情事項が全然違うものですから、継続して、陳情者にもう一回、この陳情書を現在の状況に合わせてもらうか、また考え直してもらって、陳情するかしないかも含めて検討してもらおうということで、継続審査にしたほうがいいのではないのでしょうか。

○委員長（前島広紀君）

今、継続審査の意見が出ましたが、ほかにありませんか。

○委員（岡村一二三君）

継続審査でいいんですけど、今の発言内容を基に正副委員長で文言を精査した中で、報告をしていただきたい。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時03分」

「再開 午後 3時03分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、陳情第5号に関しましては皆さん継続審査で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は継続審査とすることに決定しました。

### △ 陳情第7号 青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書

○委員長（前島広紀君）

次に、陳情第7号、青少年健全育成基本法の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りいたします。御意見はございませんでしょうか。

○委員（宮内 博君）

先ほど若干申し上げたんですけれども、陳情者がほとんどこの内容について説明ができない段階で提出がされていたという問題が一つにはあります。二つには、その補佐的な形で参加をされた方についても、この中身について十分説明できる準備がされてなかったということの問題点も明らかになりました。その二つもあるんですけれども、この中でうたわれている「家庭の価値」を基本理念に据えた法律の制定というところに、現在の社会問題になっているその原因を家庭だけに求めるというところに、大きな問題が残るのではないかと思います。ですから、この陳情書は採択するにそぐわない内容だということで、私は採決を行い、不採択とすべきだと思います。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時05分」

「再開 午後 3時05分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。今、採決すべきという御意見でしたが、継続の御意見はございませんか。

○委員（常盤信一君）

この問題は、非常に大事な問題だと思いますし、先ほど執行部にもお聞きしましたが、学校教育・社会教育を含めて、霧島市の現状を的確に把握をすること同時に、期待もしたいという執行部の意見もありましたが、どういう中身なのかも明らかでないという面もありますので、ぜひこの委員会では継続をして、議論を深める必要があるんじゃないかというふうに思います。

○委員長（前島広紀君）

ただいま継続の意見が出ましたけれども、採決か継続か起立によって決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、採決すべきとお考えの方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者3名で、賛否同数でしたので、委員長採決で、この陳情は採決することに決定します。したがって、陳情第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、陳情第7号に対して、反対の立場から討論に参加をしたいと思います。少年犯罪に心を痛め、多くの国民が不安を持っている。そして、青少年が健全に育つことを願っているということは、多くの皆さんの共通の思いであろうというふうに思います。しかし、この本陳情書は、家庭の価値を基本理念に据えた基本法の制定を求めて提出をされているわけです。このことは、家庭に最も大きな責任があるとの基本に立脚をしているという問題があります。家庭の崩壊が進んだその原因について、若者の深刻な雇用危機であったり、あるいは貧困と格差が大きく広がっていることであったり、それが生活基盤である家庭を直撃しているというふうに思います。家庭の価値を基本理念に据えた法の制定だけでは解決し得ない大きな社会問題が、その背景にあるということにこそ、しっかりと目を向けて、そのための対策と相まった形での取組が求められるというふうに、私は考えます。よって、青少年犯罪でありますとか、少年の非行であるとか、そういう問題を家庭だけの問題として置き換えるということについては、同意できないということを申し上げておきたいと思いません。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○副委員長（平原志保君）

私も、反対のほうで討論を致します。今回の陳情のテーマ的なものは賛同するんですが、鹿児島県自体には、鹿児島県青少年保護育成条例ができております。こちらの中にも、有害図書の陳列等の制限というのも入っています。今回は、この法律でやってほしいということの意味合いが入っているんでしょうが、陳情のところ意見書の（案）というものを見ますと、文章内に学校教育現場のことが書いてあるんですけども、「倫理道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった」というような、学校のことを指摘されたりもしているんですが、これはちょっと当てはまらないかなと思ったりいたします。現状は、一応条例ができています。今後、法律ができてくるのか分かりませんが、この条例を生かすことで、今回の陳情を取り上げる必要性はないのかなと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。陳情第7号について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者1名、起立少数と認めます。したがって、陳情第7号は不採択とすべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（前島広紀君）

ただいま、議案処理及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（新橋 実君）

議案第124号ですけれども、霧島市溝辺麓地区共同利用施設のことですけども、昭和51年に建築され、いまだ耐震診断も行っていないと言われました。今も施設は使われているということでしたが、今後、利活用するのであれば早めに耐震診断も行って、必要であれば耐震補強もすると。もし、利活用が見込めないのであれば、解体・撤去するとかの早めの対策を講じていただきたいと。建物が非常に古いですので、その辺を委員長報告に付け加えていただきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（前島広紀君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目等の御意見はありませんか。

○委員（宮内 博君）

当委員会の所管に係る案件で、大きな方向性が示されている一つが、福山中学校の統廃合問題があります。これは、福山の下場地区の唯一の学校をなくするという非常に大きな問題として、当委員会にもその責任が突きつけられているというように思うんですね。地方創生を一方で言う中で、地域の疲弊に連動するような施策ということで、十分な調査・研究が必要ではないかと思っておりますので、委員会の閉会中の所管事務調査の中に組み込んでいただきたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ただいま福山中学校の統廃合問題ができましたけれども、ほかにありませんか。

○委員（岡村一二三君）

第17回議員と語ろかいの報告に伴う、総務文教常任委員会所管の案件ということで、一覧表を頂いておりますが、もう1件、先般の語ろかいの報告書をみなさんもらっていらっしゃると思いますが、その中で横川地区の語ろかいの報告の中で、「桜本集落の井戸ポンプ」の話が出ております。それで、各議員の感想を伺いたいということが書いてあります。そして、出席議員がそれぞれ感想を述べ、「場合によっては委員会では対応すべきだと返答した」といふうを書いてありまして、ただ処理の必

要は「無し」と表示してあります。この席で、場合によっては委員会で対応すべきだと返答したというのを、どのように捉えればよろしいのか、議論をしていただきたいのです。具体的に言いますと、私が横川町ですので、関わりが深かった関係で、2回ほど一般質問もしたわけなんですけど、先般の一般質問の後に、集落の一番高い丘の上に貯水槽がありまして、集落の下のほうで掘削して、井戸水をくみ上げて、その一番高いところに送水管で送水しているわけです。そして、その貯水槽からは各家庭に勾配がありますので配水が行われています。この工事は昨年11月に終わっているんですけど、先般11月中旬頃でしたか、埋められたはずの送水管が数箇所路面に出ている状況でした。その後、質問状を送って、あと執行部も見に来たという話を伺っていますが、工事ミスなのか、検査ミスなのか、手抜き工事なのか、まだそこははっきり回答も頂いておりません。したがって、できたら当委員会で現地調査をしていただければ、皆さんの認識が高まるんじゃないかと思ったりもしていますので、議論をしていただきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

今、意見が出ましたけれども、いかがでしょうか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時18分」

「再開 午後 3時28分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（宮内 博君）

語ろかいで、委員会で調査をするということを答えておりますので、その対応をしなければならぬということだと思いますので、閉会中の調査の中に入れてらいいのではないですか。

○委員長（前島広紀君）

そういう意見ですけれども、皆さんよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

ほかに、今、配付されておりますけれども、4点ほど総務文教常任委員会の案件がありますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○書記（宮永幸一君）

それでは、お配りした資料の「第17回議員と語ろかいの報告に伴う総務文教常任委員会所管の案件」と、大きく4項目ございますが、これについては、まずは執行部に照会をしまして、回答を頂いた上で、総務文教常任委員会として調査を行うかどうか判断をするということによろしいか、御検討いただきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ただいま、書記から説明がありましたが、そのような取扱いで進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、総務文教常任委員会としての調査事項は、一つに福山中学校の統廃合問題の調査、二つに横川の桜本集落の井戸ポンプに関しての調査、その他部総務文教常任委員会の所管事項についてとし、議長に提出することによろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それではそのようにさせていただきます。

## △ その他

○委員長（前島広紀君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

○委員（宮内 博君）

今のことも含めて、早い段階から日程を。来年1月の開催になるでしょうから、調整したらどうですか。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時32分」

「再 開 午後 3時34分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、調査の日程なんですけれども、14日の9時から開会でどうでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、1月14日の9時から総務文教常任会を開きたいと思います。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の総務文教常任会を閉会いたします。

「閉 会 午後 3時34分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 前 島 広 紀